伊佐市都市計画マスタープラン
（素案）

印刷用白紙

目次

第１章　はじめに

１．　計画の位置付け 1
２．　計画策定の背景・目的 1
３．　計画の対象区域・期間 2

第２章　まちづくりの基本的な課題の整理

１．　まちづくりの基本的な課題 3
　１−１　人口減少に対応した拠点づくり 3
　１−２　生活を支える移動手段の確保 3
　１−３　住みよい伊佐市をまもる土地利用の推進 4
　１−４　産業振興に向けた環境整備 4
　１−５　計画的かつ効率的な都市施設の整備・維持管理 5
　１−６　安全・安心なまちの形成 5

第３章　まちづくりの基本方針

１．　まちづくりの理念（将来像） 7
２．　まちづくりの方針 8
　２−１　将来の伊佐市の人口規模に適応した、これからも住み続けられるまちづくり（コンパクト＋ネットワーク） 8
　２−２　豊かで住みよい伊佐市をつくる、これからも住み続けられるまちづくり（土地利用、産業、景観） 8
　２−３　持続可能なインフラの整備・維持管理による、これからも住み続けられるまちづくり（都市基盤） 9
　２−４　安全・安心で、これからも住み続けられるまちづくり（防災・防犯） 9
３．　将来都市構造 10
　３−１　都市構造の考え方 10
　３−２　拠点 10
　３−３　軸 10
　３−４　ゾーン 11
　３−５　将来都市構造図 11

第４章　全体構想

１．　土地利用の方針 13
　１−１　基本的な方向性 13
　１−２　配置と方針 14
２．　都市施設の整備の方針 19
　２−１　基本的な方向性 19
　２−２　配置と方針 20
３．　市街地整備の方針 29

3-1 基本的な方向性 29
3-2 配置と方針 30
4. 自然環境保全の方針 31
4-1 基本的な方向性 31
4-2 方針 32
5. 景観形成の方針 33
5-1 基本的な方向性 33
5-2 方針 34
6. 安全・安心まちづくりの方針 35
6-1 基本的な方向性 35
6-2 方針 36
7. 市民協働によるまちづくりの方針 38
7-1 基本的な方向性 38
7-2 方針 38

第５章　地域別構想

1. 地域別方針とは 41
2. 地域区分 41
3. 大口地域 42
3-1 地域の現況 42
3-2 地域づくりの課題 44
3-3 地域づくりの方針 45
4. 山野・平出水地域 48
4-1 地域の現況 48
4-2 地域づくりの課題 50
4-3 地域づくりの方針 51
5. 羽月・曽木・針持地域 54
5-1 地域の現況 54
5-2 地域づくりの課題 56
5-3 地域づくりの方針 57
6. 菱刈地域 60
6-1 地域の現況 60
6-2 地域づくりの課題 62
6-3 地域づくりの方針 63

第６章　実現化方策

1. 計画の実現化に向けた制度等の活用 67
1-1 都市計画制度等の活用 67
1-2 市民協働に向けた支援 68
2. 協働によるまちづくりの推進 69
3. まちづくりプログラム 70

４．　計画の進行管理方針 72

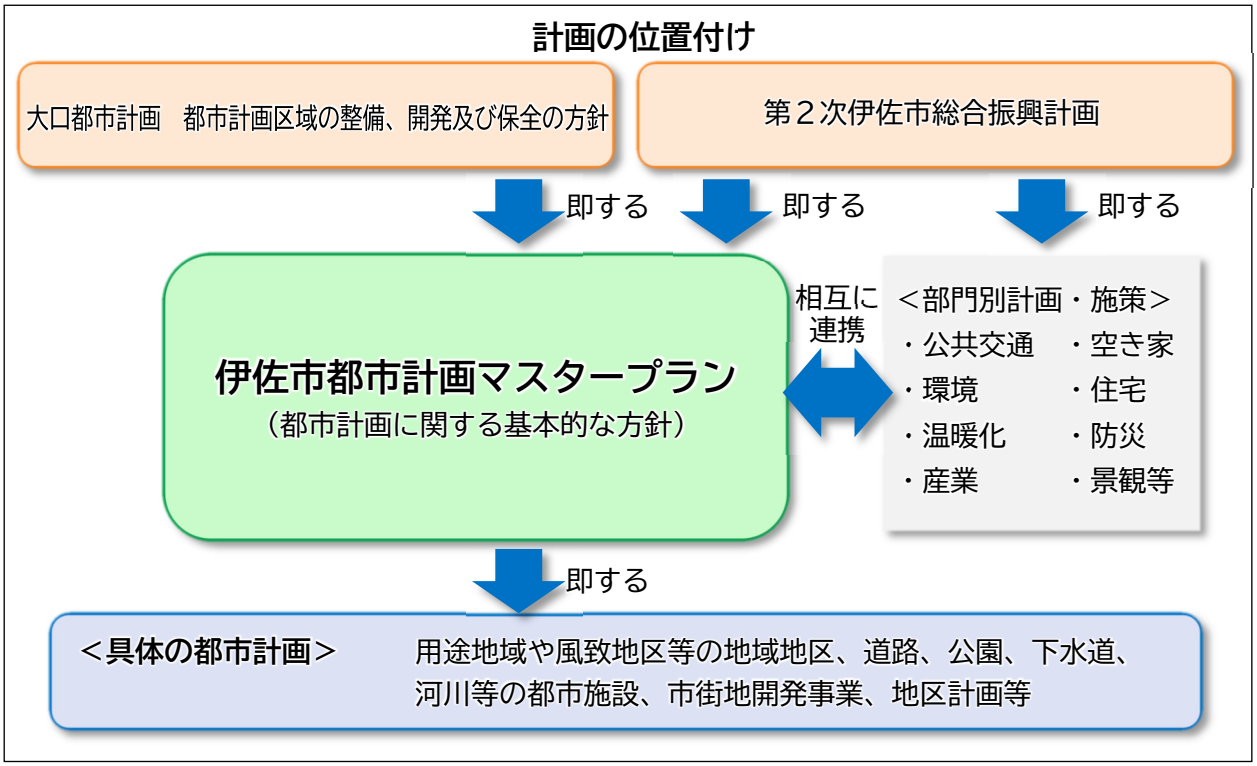
第７章　参考資料

１．　策定体制 73
２．　策定の流れ 74
３．　策定委員会 75
４．　庁内調整会議 75
５．　都市計画審議会 75
６．　地域別懇談会 76
　６−１　第１回地域別懇談会 76
　６−２　第２回地域別懇談会 77
７．　大口高校連携プロジェクト（令和７年度） 78
　７−１　プロジェクトの全体像 78
　７−２　提案の概要（将来像・提案内容） 79
８．　用語解説 80

第１章 はじめに

１．計画の位置付け

「伊佐市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、「第 2 次伊佐市総合振興計画」や、鹿児島県が定める「大口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定めるものです。本市の都市計画に関連するまちづくりは本計画に即して行います。



２．計画策定の背景・目的

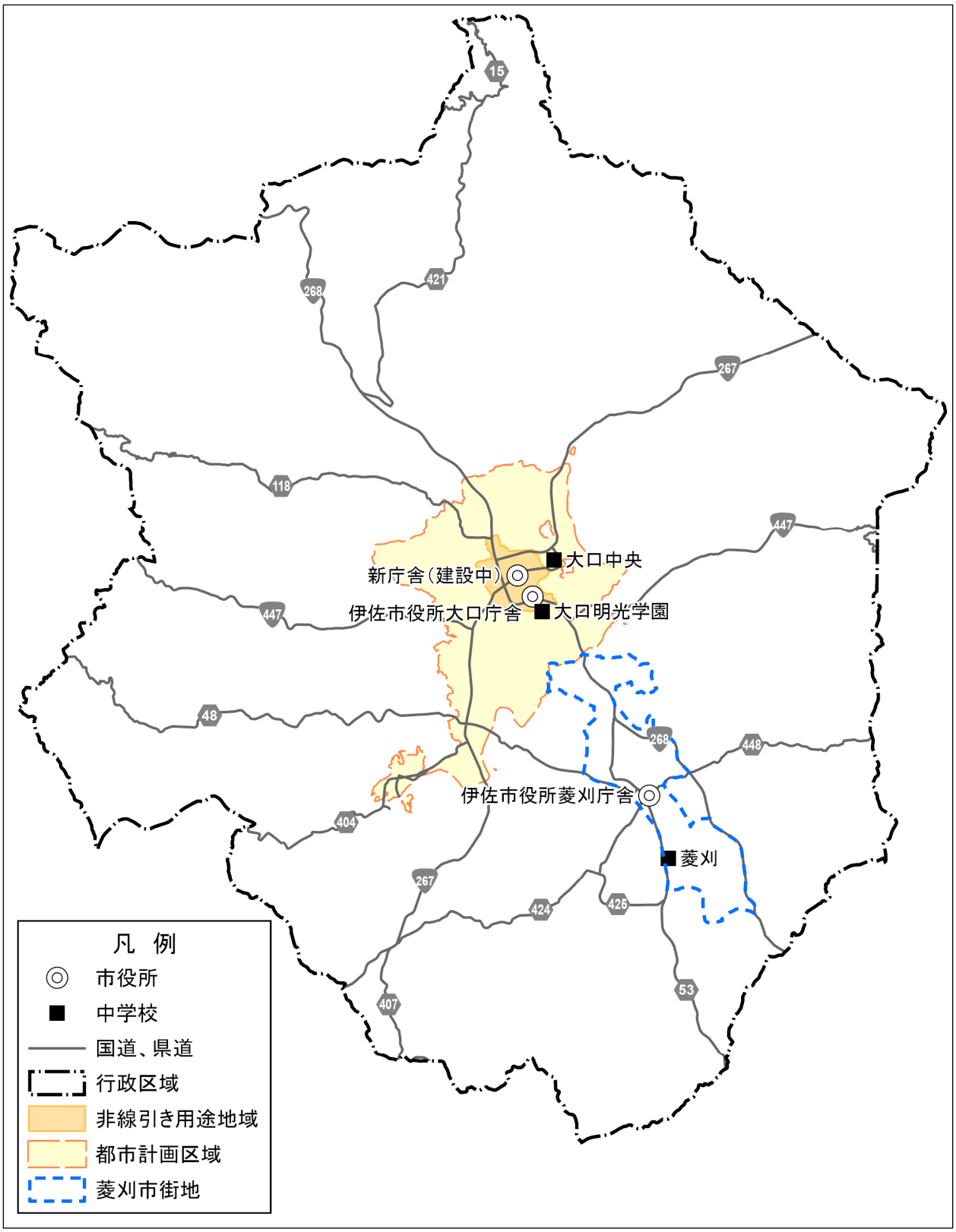
伊佐市は平成 20 年 11 月に誕生以来、平成 23 年始期の第 1 次伊佐市総合振興計画及び令和 5 年始期の第 2 次伊佐市総合振興計画に基づき、まちづくりを進めています。

まちづくりにおいては、少子高齢化や人口減少の進行、激甚化・頻発化する自然災害や複合災害の発生リスクの増大、デジタル化などの社会経済環境の大きな変化などに対応した、持続可能な社会の実現が求められており、市民、事業者、行政が一体となっての取組が求められます。

このことから、まちづくりの基本方針、土地利用及び都市施設の配置方針、まちの将来像の実現に向けた方策などを示す、まちづくり分野に特化した本計画を策定します。

3．計画の対象区域・期間

本計画の対象区域は、市全域とし、計画期間は、2027 年（令和 9 年）度から 2046 年（令和 28 年）度まで 20 年間とします。



（出典：2023 年（R5 年）度都市計画基礎調査）

第２章 まちづくりの基本的な課題の整理

１．まちづくりの基本的な課題

別冊にて示す「伊佐市都市計画マスタープラン（現況編）」を踏まえて、本市におけるまちづくりの基本的な課題を整理します。

１-１ 人口減少に対応した拠点づくり

人口減少に伴う経済・産業活動の縮小は、医療、福祉、日常的に利用する商業施設等の各種生活サービスの撤退を招き、集落地だけでなく、まちなか（商店街を含む住宅地）においても、都市機能の維持が困難となることが懸念されています。

大口市街地や菱刈市街地、その他生活の拠点となる地域それぞれが連携する、規模に応じたまとまりを持った住み続けられる場所となることが求められます。

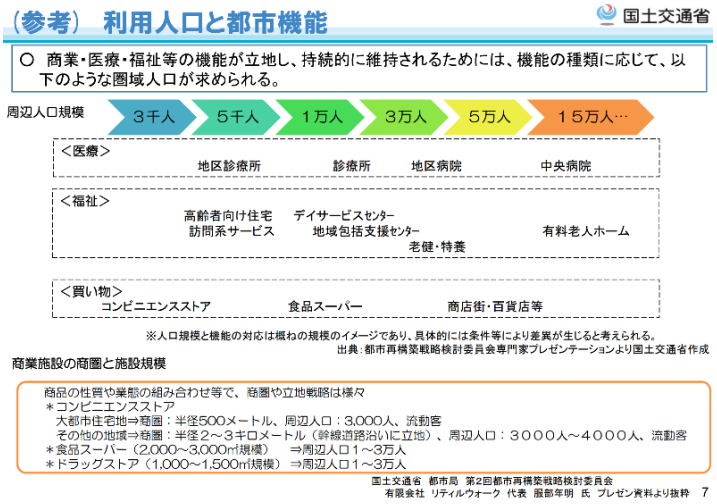


図　利用人口と都市機能の関係

（出典：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要，国土交通省）

１-２ 生活を支える移動手段の確保

本市では、自家用車による移動が市民の生活を支える一方、高齢化の進行によって公共交通等の自家用車以外の交通手段の重要性が増しています。また、娯楽施設などの都市機能は周辺市町に分散するほか、市内でも地域毎に生活サービスの利用しやすさに差がある状況です。

このことから、市内外の生活サービス・都市機能を結ぶ公共交通等の移動手段の確保が必要です。

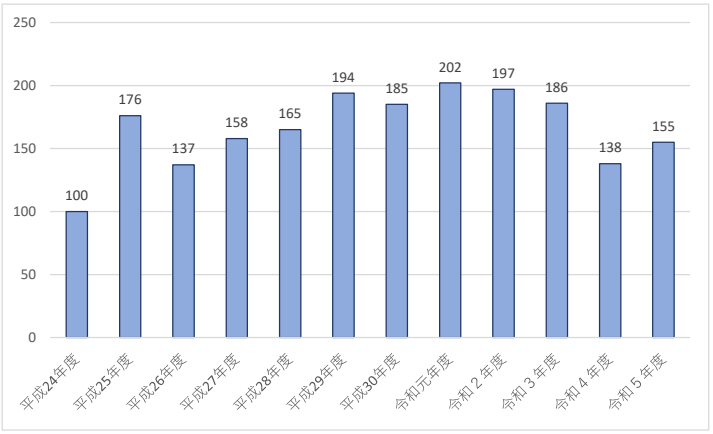


図　伊佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者数

（出典：庁内資料，伊佐市）

1-3 住みよい伊佐市をまもる土地利用の推進

本市では、人口減少に伴って市全体で空き家・空き地が発生する一方、非線引き用途白地や都市計画区域外での開発や農地の転用が進んでおり、環境負荷の増大や生活環境への悪影響が懸念されています。

住みよい伊佐市をまもるため、既存の建物、施設の活用や生活環境及び自然環境の維持・向上に資する土地利用を進めることが必要です。

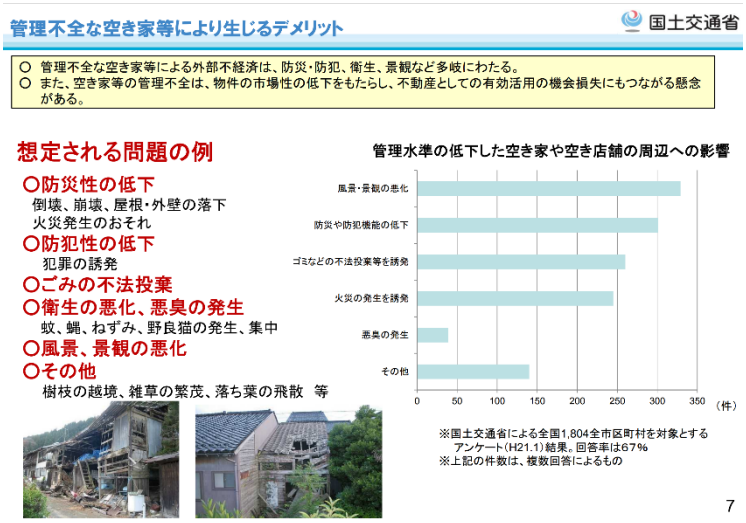


図　空き家発生によるデメリット

（出典：空き家対策等に係る中間とりまとめ（提言）　参考資料，国土交通省）

1-4 産業振興に向けた環境整備

全産業に共通して就業人口は減少、農業においては基盤となる農地が減少、商業分野においては中心商店街の店舗数が減少し活力が低下するなど、本市の産業を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、若い担い手の確保を含めた稼ぐ力の維持・創出が重要になります。

そのため、土地利用と連携した産業の保全・振興、企業誘致や地域資源を活かした産業の創出に向けた環境整備を進めることが必要です。

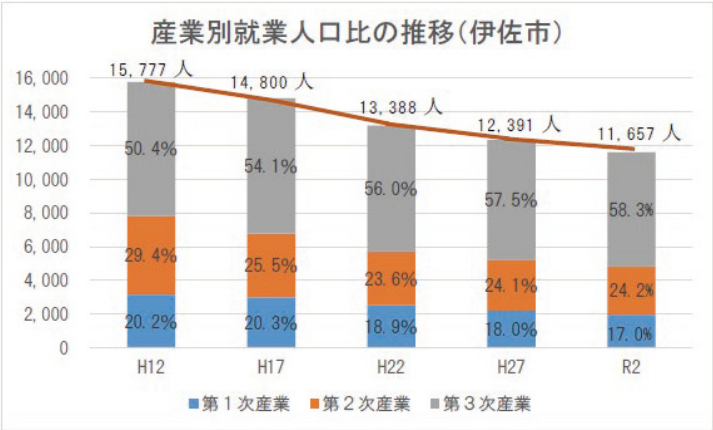


図　産業別就業人口比の推移（伊佐市）

（出典：第 2 次伊佐市総合振興計画, 伊佐市）

1-5 計画的かつ効率的な都市施設の整備・維持管理

市民の移動を支える道路網の充実や水質保全に資する適切な生活排水処理体制の構築など、生活環境や自然環境の保全に向けた都市施設の整備が重要です。

一方、人口減少による税収の減少、高齢化による社会保障費の増加により、限られた財源を前提とした計画的かつ効率的な都市施設の整備・維持管理が必要です。

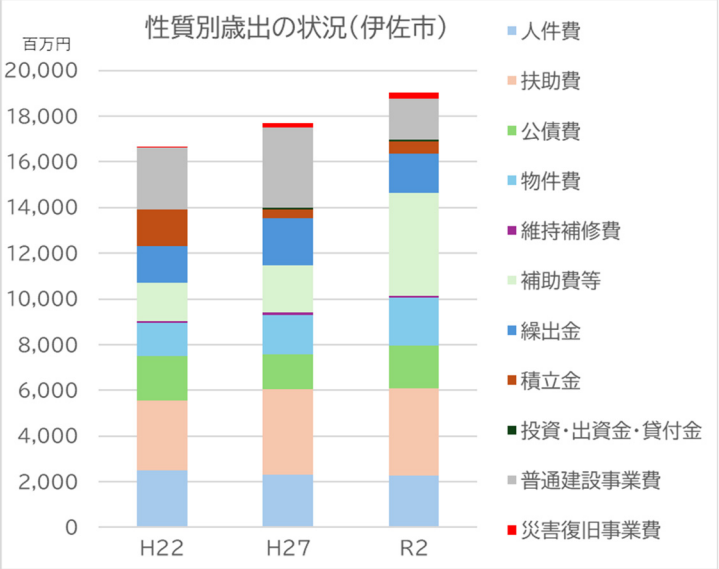


図　性質別歳出の状況（伊佐市）

（出典：各年財政状況資料集, 鹿児島県）

1-6 安全・安心なまちの形成

本市では、川内川などの河川沿いの平野部や市街地における浸水リスク、市全域に点在する土砂災害リスクなどを有しており、安全なまちの形成に向けた自然災害対策が必要です。

また、空き家・空き地が発生することによって、良好な生活環境が損なわれることが懸念されるため、安心して暮らせるまちの形成に向けた対策が必要です。

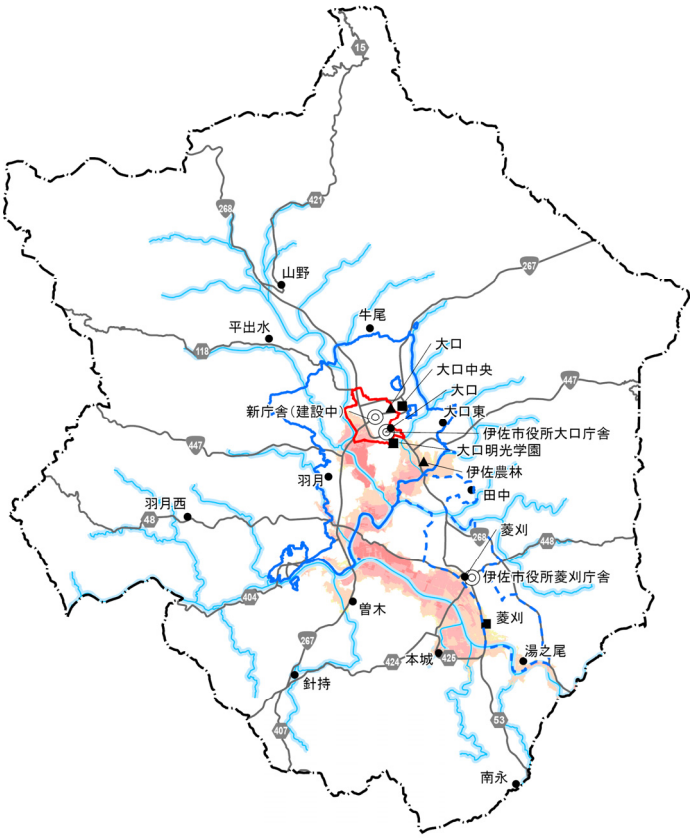


図　洪水浸水想定区域（想定最大規模）

（出典：ハザードマップポータルサイト, 国土交通省）

印刷用白紙

第３章 まちづくりの基本方針

１．まちづくりの理念（将来像）

第 2 次伊佐市総合振興計画では、「笑顔あふれ　一人ひとりが　幸せ感じるまち」をまちづくりの将来像とし、人々が安心して心穏やかに生きることができ、自然と笑顔になる姿を目指しています。本計画においても、この将来像に即し、伊佐市を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたって持続可能で住み続けられるまちづくりを進めます。

笑顔あふれ　一人ひとりが　幸せ感じるまち

2．まちづくりの方針

前述したまちづくりの基本的な課題と方向性を受け、将来像の実現に向けて 4 つの方針を定めます。

2-1 将来の伊佐市の人口規模に適応した、これからも住み続けられるまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）



既存の生活サービス・都市機能の維持を図り、移動手段の確保などにより、まちなかだけでなく、郊外の集落地でも安心して住み続けられるよう、将来の人口規模に適応した、まとまりのあるまちづくりを目指します。

また、将来も現在と同じように通院や購買等ができるよう、周辺市町と施設等の相互利用を推進し、移動手段の維持を推進します。

2-2 豊かで住みよい伊佐市をつくる、これからも住み続けられるまちづくり（土地利用、産業、景観）



長い歴史の中で育んできたまちなか・集落地・田園・自然風景を良好な状態で次の世代に引き継ぎます。このため、既存のまちなかや集落地にある空き地や空き家を最大限に使いこなし、環境負荷が低く良好な生活環境の形成を進めるとともに、豊かな自然環境と美しい景観の保全を目指します。

また、商工業や農業の発展につながるよう効率的で適切な土地利用の誘導を進め、新しく伊佐市に住み始める人や、伊佐で育ち大人になった若い人たちも働きやすいまちを目指します。

2-3 持続可能なインフラの整備・維持管理による、これからも住み続けられるまちづくり（都市基盤）

周辺都市やまちなかへ安全でスムーズに移動できるよう道路ネットワークの充実を目指すとともに、生活環境や自然環境の保全に必要となる各種インフラの維持管理を推進します。

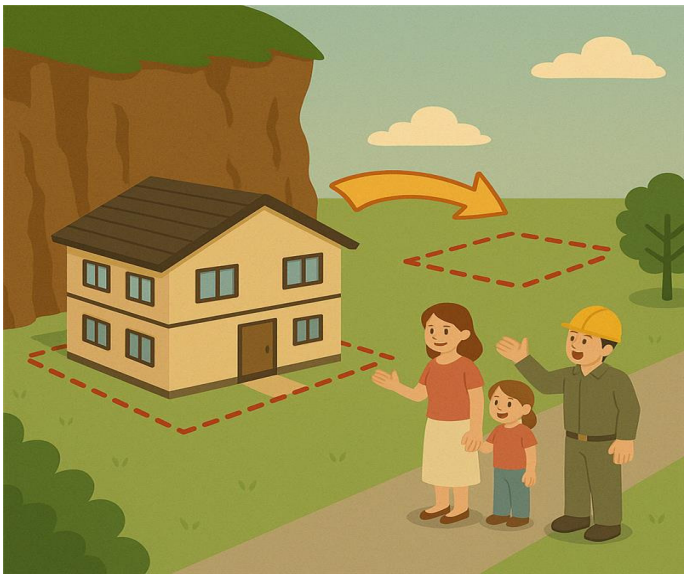
一方、持続可能なインフラとしていくため、長期未着手の道路計画の見直しや老朽化が進む道路や公共施設等の維持管理の工夫や総量の見直しを推進します。



2-4 安全・安心で、これからも住み続けられるまちづくり（防災・防犯）

浸水被害や土砂災害リスクから市民の生命、財産を守るため、災害予防や被害を最小化するための取組を推進します。

また、空き家・空き地の適切な管理・活用や地域の防犯体制の向上など、日々を安心して暮らせるまちを目指します。



3．将来都市構造

3-1 都市構造の考え方

都市構造は、生活や産業の中心となる地域や市民の移動を支える道路など、都市機能配置の概念を示すものであり、現在の土地利用や自然環境を基に、将来像やまちづくりの方針を考慮して設定します。

具体的には、社会経済活動の中心となる「拠点」、市内及び周辺市町を結ぶ「軸」、拠点や軸の特性を踏まえた土地利用の方針を示す「ゾーン」の３つの区分や位置付けを設定します。

3-2 拠点

拠点名	箇所	構成･内容
中心拠点	大口元町･大口上町周辺	市民生活に必要な都市機能が数多く立地するとともに、道路交通網の中心に位置することを踏まえ、中心拠点に位置付けます。 大口市街地の中心として、行政、医療、商業等の主要な都市機能を集積させ、拠点性の維持･向上を図ります。
副中心拠点	菱刈庁舎周辺	市民生活に必要な都市機能が概ね立地するとともに、菱刈市街地の拠点であることを踏まえ、副中心拠点に位置付けます。 菱刈市街地の中心として、行政、医療、商業等の主要な都市機能を集積させ、拠点性の維持･向上を図ります。
地域拠点	羽月小学校･田中小学校周辺	市民生活に必要な複数種類の都市機能が立地するとともに、主要な停留所に近接することを踏まえ、地域拠点に位置付けます。 地域の生活を支える拠点として、生活に必要な都市機能を集積させるとともに良好な居住環境の保全を図ります。
観光･レクリエーション拠点	曽木の滝･十曽池公園･湯之尾滝･楠本川渓流自然公園	本市を代表する自然景観を有する地域として、観光･レクリエーション拠点に位置付けます。 自然とふれあい･たのしむ拠点として、周辺の自然環境を保全するとともにレクリエーション機能の整備･充実を図ります。

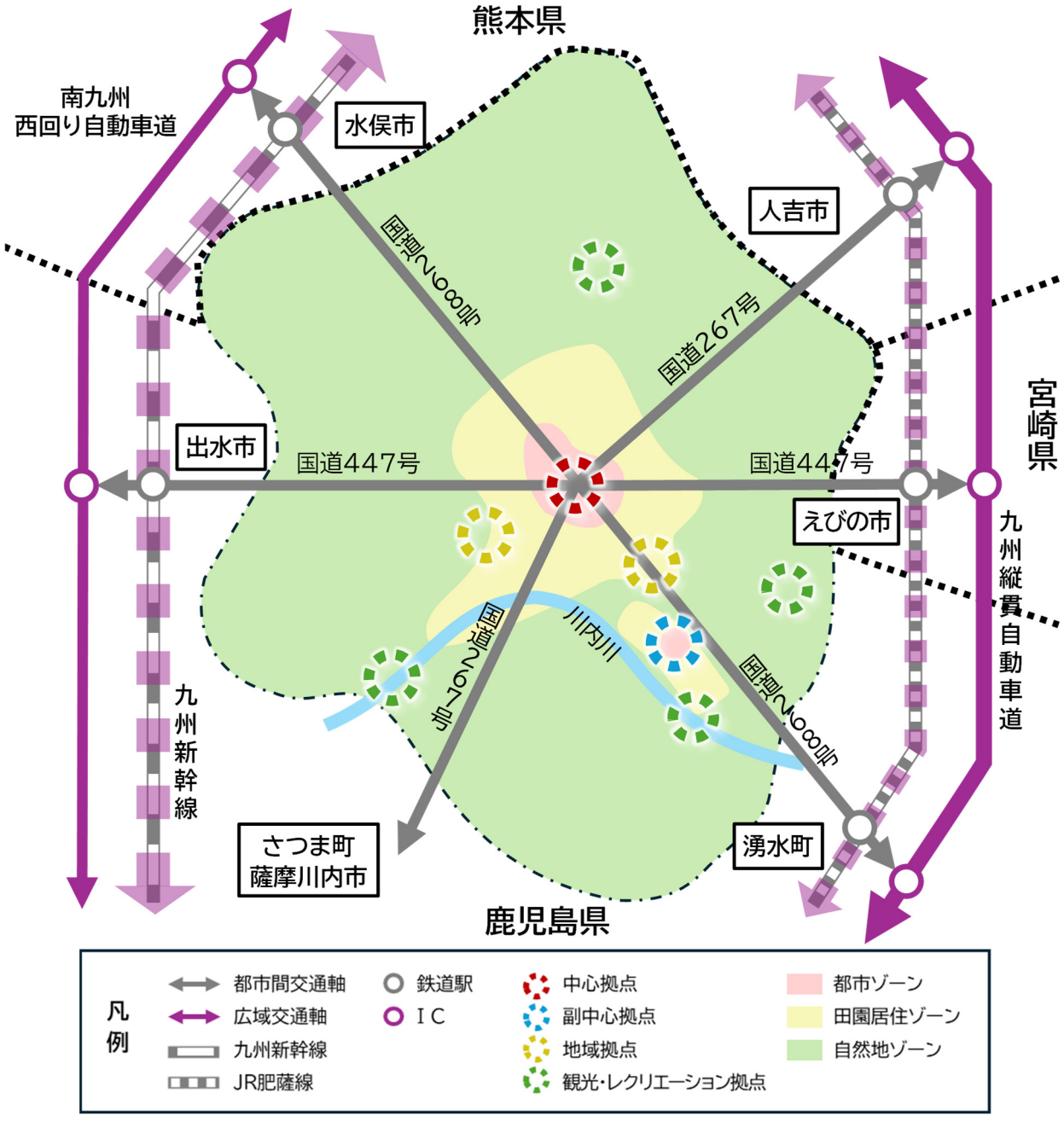
3-3 軸

軸名	箇所	構成･内容
都市間交通軸	国道 267 号 国道 268 号 国道 447 号	市内の拠点同士をつなぎ、本市と近隣市町をつなぐ路線であることを踏まえ、都市間交通軸として位置付けます。 市民の生活を支える交通軸として、機能の確保を促進します。
広域交通軸	九州新幹線 JR肥薩線 高速道路（高規格幹線道路）	九州新幹線やJR肥薩線、九州縦貫自動車道などは、本市から周辺市町を経由して、鹿児島市や熊本市方面へのアクセスを担う交通軸であることを踏まえ、広域交通軸として位置付け、利用促進を図ります。

3-4 ゾーン

ゾーン名	箇所	構成・内容
都市ゾーン	用途地域・菱刈庁舎周辺	本市の市民生活の中心的な地域であることを踏まえ、都市ゾーンとして位置付けます。 商業などを中心に、都市・経済活動を支える機能を誘導します。
田園居住ゾーン	大口市街地・菱刈市街地	農地と住宅地が混在する地域であることを踏まえ、田園居住ゾーンとして位置付けます。 田園環境と調和した住宅環境の形成を誘導します。
自然地ゾーン	上記を除く市全域	基本的には、森林地域に指定されていることを踏まえ、自然地ゾーンに位置付けます。 自然環境を保全しつつ、集落地の生活機能の維持を目指します。

3-5 将来都市構造図



印刷用白紙

第４章 全体構想

１．土地利用の方針

１-１ 基本的な方向性

○ 豊かな自然と住みよさが両立するまちの形成

本市では、豊かな自然環境や田園環境の保全に努めるとともに、それらと調和した市街地環境の維持・向上を図ります。大口・菱刈の市街地を中心とした都市機能を支える拠点と周辺の市街地では、必要性に応じた都市計画事業の導入について検討し、利便性と賑わいのある都市空間の形成を目指します。

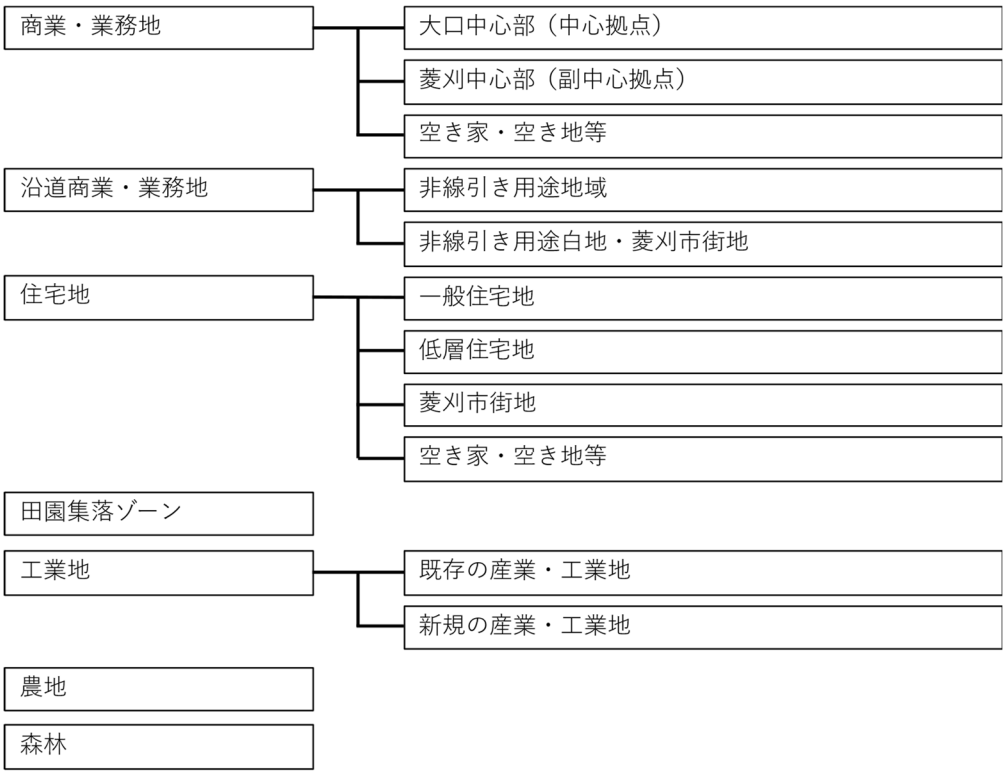
開発の進む用途地域外では、良好な市街地環境・田園環境の保全に努め、都市計画区域の見直しや立地適正化計画の策定、用途地域の見直しなどの都市計画制度を活用した土地利用の適正な誘導を検討します。

山間部や田園地域に位置する集落地では、自然環境と調和した生活環境を維持します。

拠点性及び交通利便性の高い地域では、公共交通等の移動手段及び必要な都市機能を確保しつつ、まとまりのあるまちづくりを推進します。

平野部に広がる農地や川内川の水辺空間、市を囲む山地など、本市の骨格を成す良好な自然・田園環境の保全と活用を推進します。

＜土地利用の方針の体系図＞



1-2 配置と方針

○ 商業・業務地

＜大口中心部（中心拠点）＞

- 本市の中心拠点・交通結節点として位置付け、商業・業務機能等の都市機能の集積を図り、利便性が高く賑わいのあるまちの形成に向けた土地利用を誘導します。
- 地区内や徒歩圏に多くの人が集まって暮らしていることを踏まえ、徒歩で便利に生活できる商業・業務環境の形成を図ります。



大口市街地

＜菱刈中心部（副中心拠点）＞

- 本市の副中心拠点・交通結節点として位置付け、生活を支える商業・業務機能等の都市機能の集積を図り、利便性が高く暮らし続けられるまちの形成に向けた土地利用を誘導します。
- 大口市街地に次ぐ本市第 2 の拠点として都市計画区域及び特定用途制限地域の適用の是非など、都市としての土地利用誘導手法の実施を検討します。



菱刈市街地

＜空き家・空き地等＞

- 中心拠点・副中心拠点において、長期にわたって活用されていない空き店舗や低未利用地等は、空き家・空き店舗バンク制度の周知にあわせ、リノベーションや金融支援等関連施策と連携しつつ、有効活用を図ります。

○ 沿道商業・業務地

＜非線引き用途地域＞

- 市内からの交通利便性と住宅地への近接性を活かし、ロードサイド型の商業・業務施設の立地を図るとともに住環境に配慮した市街地の形成を図ります。

＜非線引き用途白地・菱刈市街地＞

- 商業・業務施設の着工が進む一方、後背には既存の集落地や農地が広がっていることから、良好な住環境と田園環境の保全を目指し、土地利用現況などを踏まえた都市計画区域及び用途地域の見直し、特定用途制限地域の指定など土地利用誘導手法の導入を検討します。
- 中でも、田中小学校周辺では、住宅を中心に商業・工業施設が混在した市街地が形成されていることから、良好な住環境及び周辺の田園環境と調和したロードサイド型の商

業・業務地の形成を目指し、環境悪化を招くおそれのある工場等の立地を規制しつつ、生活利便施設の立地を誘導します。

その実現に向けて、土地利用現況などを踏まえた都市計画区域及び用途地域の見直し、特定用途制限地域の指定など土地利用誘導手法の導入を検討します。

○ 住宅地

＜一般住宅地＞

- 本市の中心拠点に隣接する住宅地として、生活利便施設の立地を許容し、多様な用途が調和した利便性が高く歩いて暮らせる低・中層の住宅地の形成を図ります。

 あわせて、土地利用現況や都市計画道路等の都市施設整備の進捗状況など、地域の特性や将来像を踏まえた用途地域の見直しなどを検討します。

＜低層住宅地＞

- 既存の低層住宅中心の地域を低層住宅地として位置付け、ゆとりある良好な住環境の維持・保全を図ります。

＜菱刈市街地＞

- 本市の副中心拠点に隣接する住宅地として、生活利便施設の立地を許容し、一定程度の生活サービスが集まった、歩いて暮らせる住宅地の形成を図ります。

＜空き家・空き地等＞

- 住宅地内で長期にわたって活用されていない空き家や低未利用地等は、空き家・空き店舗バンク制度の周知にあわせ、リノベーションや金融支援等関連施策と連携しつつ、有効活用を図ります。

○ 田園集落ゾーン

- 農地の無秩序な開発を抑制し、本市の農業を支える営農環境の保全を図ります。既存の集落については、地域拠点、その他市内の各拠点と連携しながら生活機能の維持に努めます。
- 中でも、羽月小学校及び田中小学校周辺は、都市機能の集積状況を踏まえ、田園集落ゾーンにおける生活サービスの中心及び交通結節点として地域拠点に位置付けます。地域拠点では、営農環境に配慮しつつ、生活サービスの維持に必要な小～中規模の生活利便施設の誘導を図ります。

○ 工業地

＜既存の産業・工業地＞

- 既存の準工業地域を指定する地域では、周辺住環境の悪化をもたらすおそれのない工業施設の立地を図ってきましたが、地域内に一般住宅地が多く見られることから、用途地域の見直しを検討します。
- 下殿工業団地及び牛尾工業団地周辺を産業エリアとして位置付け、周辺の自然環境に配慮した工業・流通業務地としての土地利用を維持します。
- その他の立地企業等については、その多くが交通利便性の高い国道沿道に立地していることから、周辺の田園環境に配慮した工業・流通業務地としての土地利用を維持します。



下殿工業団地



牛尾工業団地

＜新規の産業・工業地＞

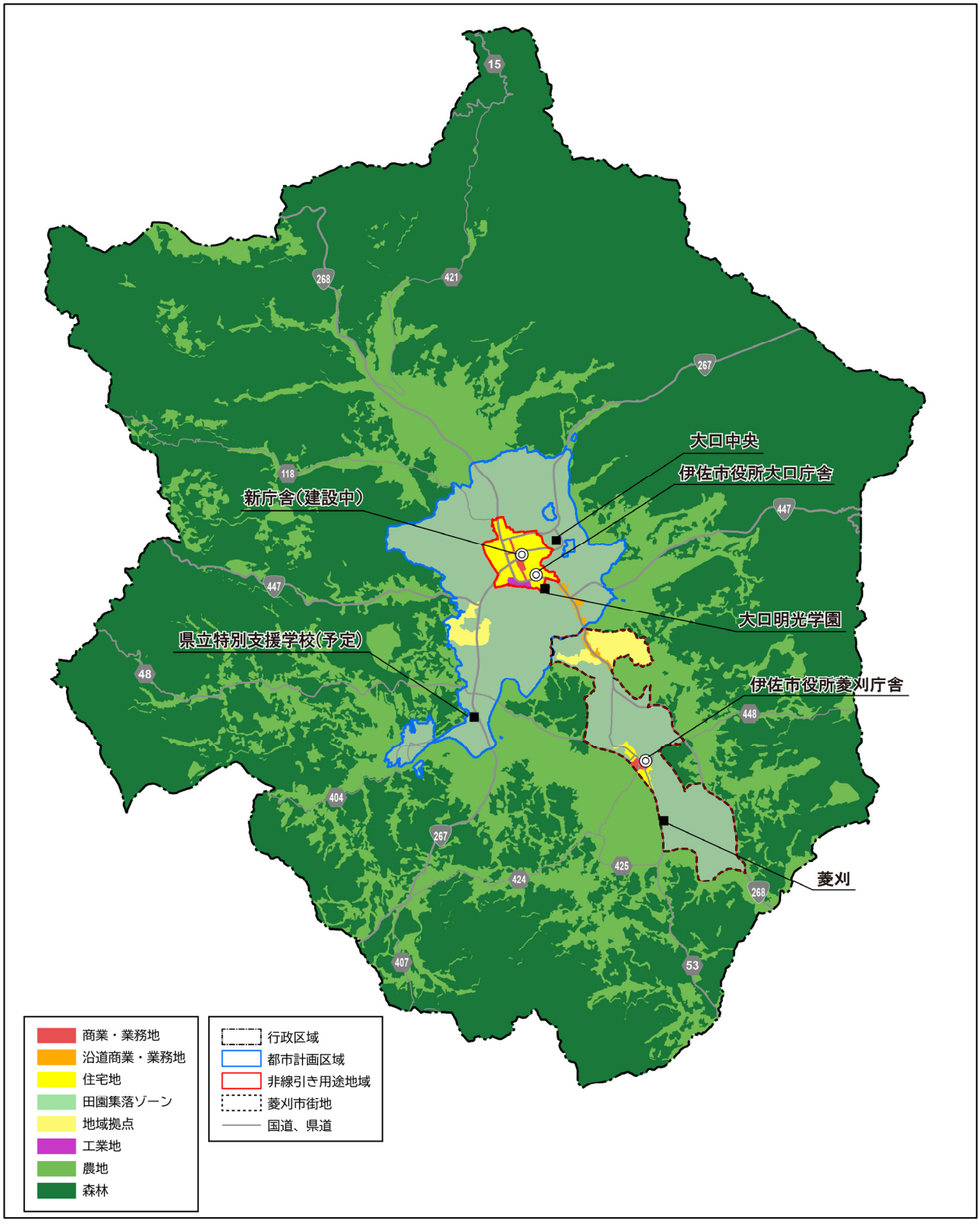
- 関係機関と連携しつつ、自然環境に配慮した新規の工業・流通業務地の確保を図り、産業立地を促進します。また、産業の誘導が難しい空き工場については、用途転換などにより、地域の活力を育む施設としての活用を検討・促進します。

○ 農地

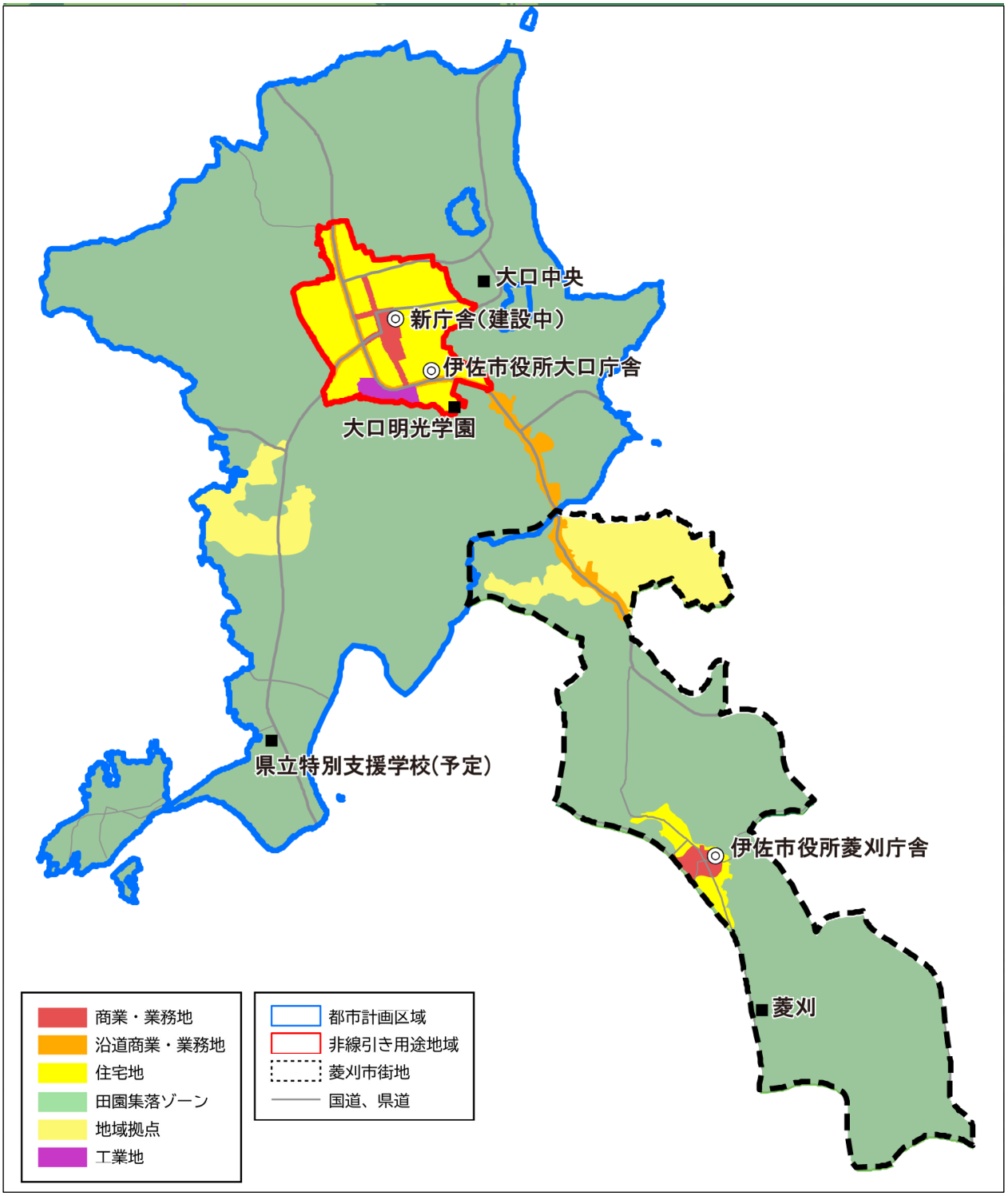
- 田園環境が有する優れた自然環境保全等の多面的機能を深く認識し、関連計画との緊密な連携のもとで無秩序な開発を抑制し、地域の貴重な自然資源としてその保全を図るとともに、確かな形で次世代へと継承していきます。
- 特に、土地改良事業等が実施された区域については、本市の農業を支える優良農地として位置付け、厳格に保全するとともに、生産基盤や関連施設の整備を推進し、持続可能な営農環境の強化を図ります。

○ 森林

- 林業の振興や国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など、森林は多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすことから、保全を進めるとともに、貴重な自然資源を次世代へ継承する取組を進めます。


大口中央
伊佐市役所大口庁舎
新庁舎（建設中）
大口明光学園
県立特別支援学校（予定）
伊佐市役所菱刈庁舎
菱刈
15
268
421
267
118
447
48
448
404
424
425
407
53
商業・業務地
沿道商業・業務地
住宅地
田園集落ゾーン
地域拠点
工業地
農地
森林
行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
国道、県道

土地利用方針図



土地利用方針図（都市計画区域・菱刈市街地）

2．都市施設の整備の方針

2-1 基本的な方向性

○ 生活を支える道路交通ネットワークの確保

土地利用と連携した、市内の拠点間及び市内外の移動を支える道路交通ネットワークの構築を進めます。

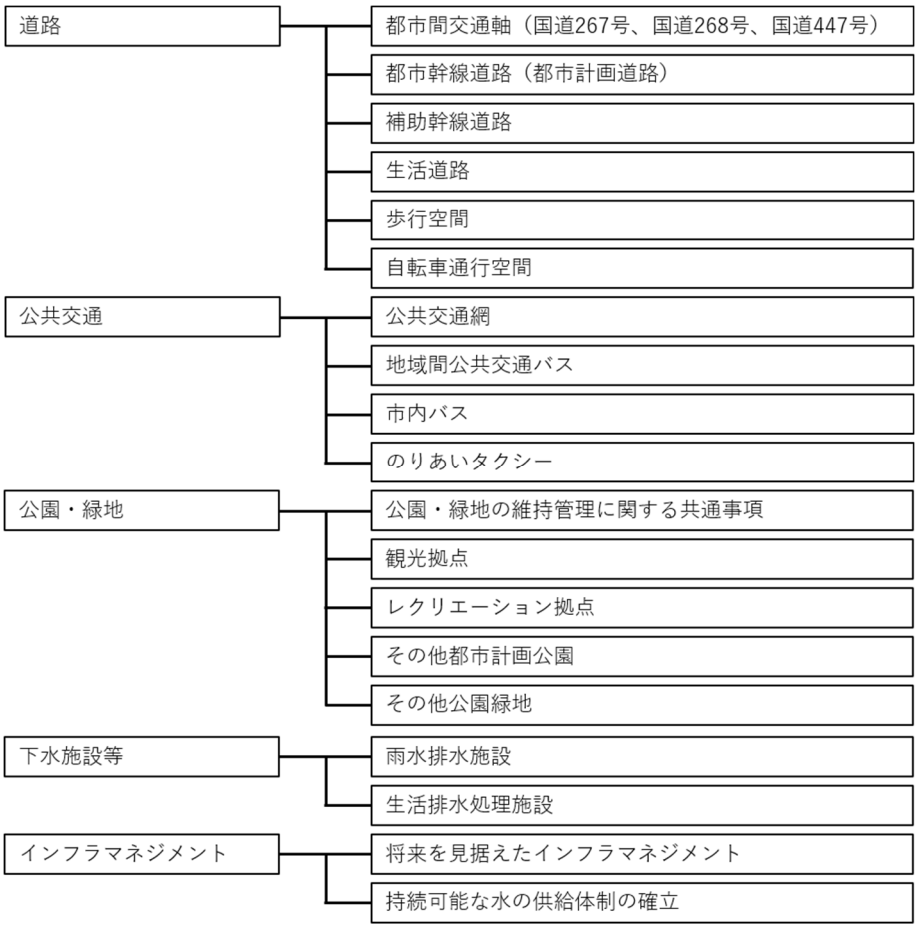
○ 効率的・効果的な都市施設の整備

利用頻度が高く、まちの課題解決につながる都市施設への集中的な投資を進めるとともに、効果的で効率的な都市施設の配置に向けた整備計画の見直しを進めます。

○ 効率的・効果的な都市施設の維持管理

伊佐市公共施設等総合管理計画や個別の長寿命化計画と連携した都市施設の予防保全型管理を進めるとともに、国土交通省が展開する地域インフラ群再生戦略マネジメントの考え方（広域連携・多分野連携の観点）に即した広域・複数・多分野のインフラの戦略的な管理を進めます。

＜都市施設の整備の方針の体系図＞



2-2 配置と方針

○ 道路


青木バイパス

＜都市間交通軸（国道 267 号・国道 268 号・国道 447 号）＞

- 市内の拠点同士、伊佐市と近隣市町、九州新幹線、JR 肥薩線及び高速道路等の広域交通軸をつなぐ幹線道路となっていることから、関係機関と連携し、広域的交通の利便性及び安全性向上を目指し機能強化を促進します。
- 熊本県、宮崎県及び鹿児島県の南九州 3 県の東西南北をつなぐ中心に位置する幹線道路であることから、緊急輸送道路として災害に強い道路網の確保を目指します。
- 青木バイパスの供用により、市街地内の通過交通量の増加や新たな混雑の発生などが懸念されるため、状況を注視しつつ対応策を検討します。

＜都市幹線道路（都市計画道路）＞

- 都市の骨格を形成し、市民の安全・安心な生活を守る道路として、都市間交通軸の整備と連携した効果的な機能強化を進めます。長期未着手都市計画道路においては、県が示す「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン」に基づいた見直しを進めます。
- 青木バイパスの供用により、市街地内の通過交通量の増加や新たな混雑の発生などが懸念されるため、道路ネットワークの機能強化及び見直し、対応策を検討します。

＜補助幹線道路＞

- 市内の拠点同士、拠点と都市計画区域外の集落地を結ぶ道路として、適切な維持管理と交通機能の強化、交通安全対策を進めます。
- 本市と出水市及び湧水町を結ぶ広域農道は、農業用道路として整備された道路ですが、曽木の滝公園へのアクセス道路・周辺市町を連絡する道路としての機能を有しています。これを踏まえ、現道の機能維持に向けた維持管理を図ります。

＜生活道路＞

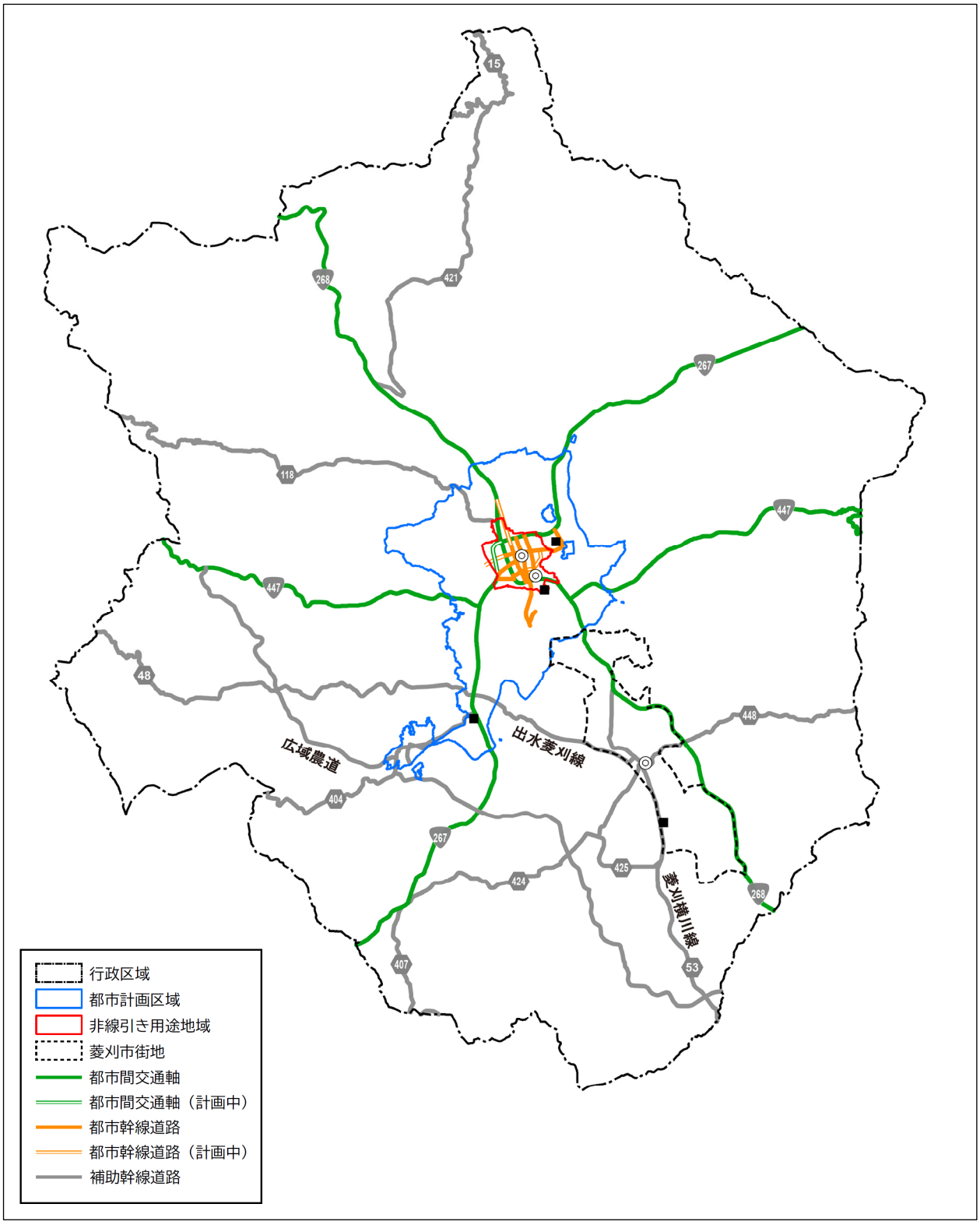
- 地域の要望に応じて、狭あい区間の改善や交通安全施設の設置・補修などを進めます。

＜歩行空間＞

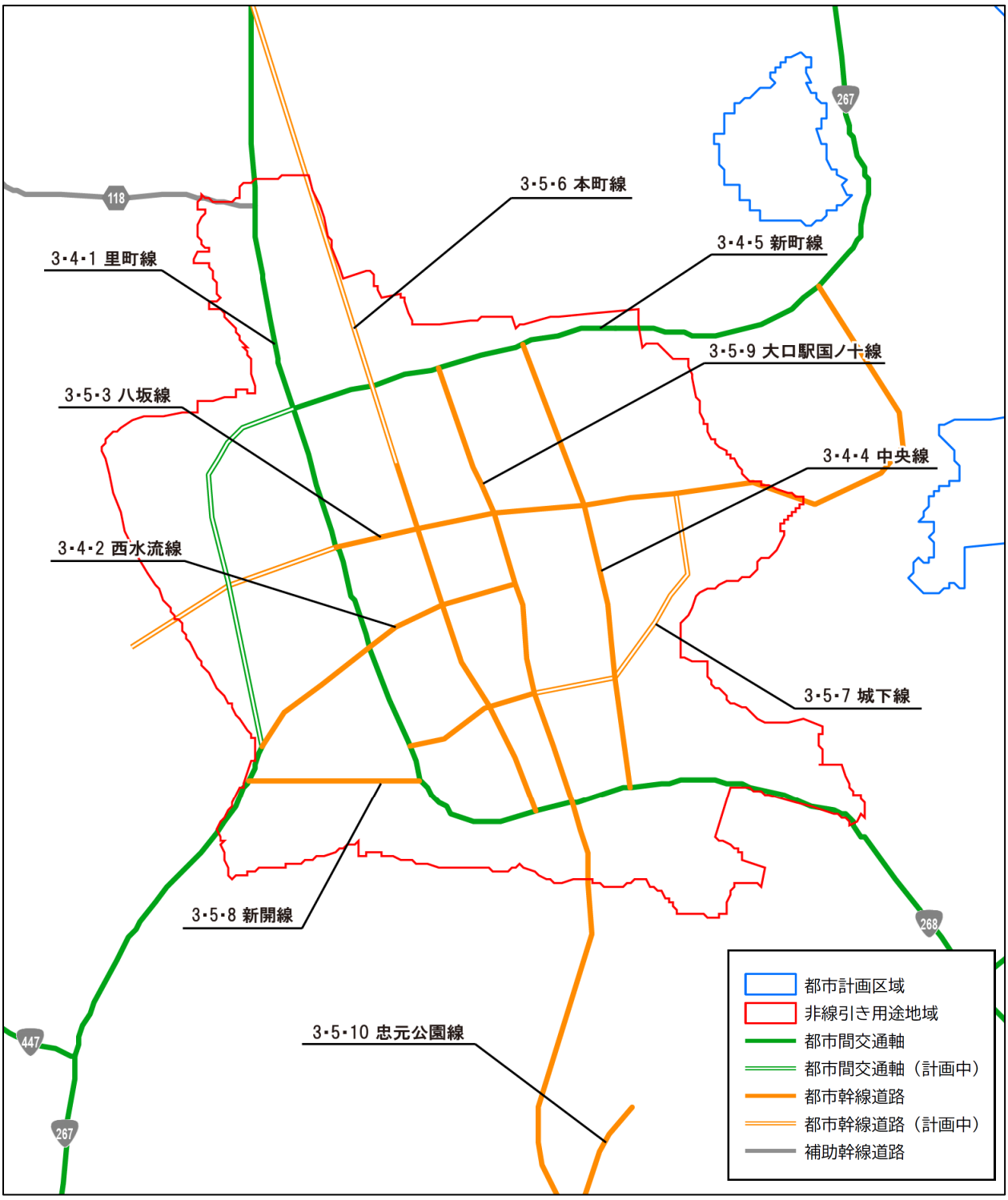
- 大口市街地や菱刈市街地を通る幹線道路などでは歩道空間を整備し、歩行者の安全性の向上を進めます。
- 中でも、伊佐市役所新庁舎の周辺及び中心商店街では、まちづくりの拠点として賑わいを育むことを目指し、地域内の地理的、経済的連続性と回遊性を高めるため、バリアフリー化など、安全で快適な歩道空間の確保に向けた取組を進めます。

＜自転車通行空間＞

- 自転車は、自動車移動や公共交通を補完する移動手段であり、サイクルツーリズムなどの体験型観光の手段の 1 つとしても活用を推進します。市民並びに来訪者が自転車を利用しやすい環境の形成を進めます。



道路方針図


3・5・6 本町線
3・4・1 里町線
3・4・5 新町線
3・5・9 大口駅国ノ十線
3・5・3 八坂線
3・4・4 中央線
3・4・2 西水流線
3・5・7 城下線
3・5・8 新開線
3・5・10 忠元公園線
118
267
268
447
都市計画区域
非線引き用途地域
都市間交通軸
都市間交通軸（計画中）
都市幹線道路
都市幹線道路（計画中）
補助幹線道路

道路方針図（用途地域）

○ 公共交通

＜公共交通網＞

- 地域公共交通活性化協議会での議論により、運行形態等を含む関連計画の見直しを進め、バス、タクシー等の交通事業者と連携し、利用者ニーズに沿った、利便性と効率性の高い公共交通網を構築します。
- 持続可能な公共交通網の構築を目指し、多様な輸送資源を活用するとともに、AI オンデマンド交通や自動運転などの新技術の活用とそのための環境整備を検討します。



伊佐市地域公共交通計画

＜地域間公共交通バス＞

- 伊佐市と周辺市町及び鹿児島空港や新幹線駅等、他市町の交通結節点を結び、広域的な移動を担う基幹的な交通軸として、利用促進を図ります。

＜市内バス＞

- 市内の拠点間を結び、路線バスに接続していることから、市民の生活を支える地域内交通として持続性を高めるとともに、伊佐市地域公共交通計画などの関連計画と連携しつつ、バスの利用増進に資するバス停周辺などの利用環境の向上を図ります。



市内バス

＜のりあいタクシー＞

- 市内バスが運行していない集落地とまちなかの拠点を結び、市民の日常生活を支える重要な地域内交通ネットワーク系統として、交通事業者と連携し利用促進を図りながら、持続性の向上に努めます。


のりあいタクシー

○ 公園・緑地

＜公園・緑地の維持管理に関する共通事項＞

- 公園施設長寿命化計画に基づいた効率的な維持管理を進めます。また、公園機能の分担を図りながら PPP・PFI や市民意見を反映した公園施設の更新など、官民連携も含めて持続的で有効に利用がなされる公園づくりに取り組みます。

＜観光拠点＞

曽木の滝公園

- 都市計画決定を受けた公園であり、本市におけるハブ的機能を持つ観光拠点となっていることを踏まえ、国等の関係機関や民間事業者とも連携を取りながら、来訪者のニーズに沿った公園づくりを進めます。


曽木の滝公園

＜レクリエーション拠点＞

十曽池公園～十曽青少年旅行村

- 都市公園として、公園内に雄大な十曽池、伊佐ヒノキを使用したコテージを擁するキャンプ場等があり、自然を感じ、触れ合える場となっていることを踏まえ、今後も市内外からの利用者を呼び込む魅力あるレクリエーション拠点としての機能維持を進めます。


十曽青少年旅行村

楠本川渓流自然公園

- 森林及び公園内を流れる楠本川など豊かな自然環境を楽しむ場として整備・活用されていることを踏まえ、今後も市内外からの利用者を呼び込む魅力あるレクリエーション拠点としての機能維持を進めます。


楠本川渓流自然公園

湯之尾滝ガラッパ公園（菱刈パークゴルフ場、菱刈カヌー競技場）

- 公園施設は子どもが遊べる遊具が設置され、市民が集う憩いの場となっているほか、菱刈パークゴルフ場及び菱刈カヌー競技場は広域的なスポーツの拠点になっていることから、既存施設の魅力を高めつつ、更なる利活用を進めます。


湯之尾滝ガラッパ公園

＜その他都市計画公園＞

元町公園

- 都市計画決定を受けた公園であり、市民の憩いの場となっていることから、今後も必要な機能の維持を進めます。



元町公園

大口総合運動公園

- 都市計画決定を受けた公園であり、本市のスポーツ拠点となっていることから、必要な整備を進めます。



大口総合運動公園

＜その他公園緑地＞

- 観光拠点、レクリエーション拠点及びその他都市計画公園との住み分けを踏まえ、配置と規模の適正化を進めつつ、必要な機能の維持を進めていきます。

忠元公園

- 都市公園として、本市を代表する桜の名所であり、遊具等が設置され、市民の憩いの場となっているほか、市外からの来訪者を誘引する観光拠点となっていることから、今後も整備・維持管理に努めます。また、公園周辺に所在する忠元神社・諏訪神社及び大口城址等の史跡と合わせた歴史探訪ルートについて検討します。



忠元公園

轟公園

- 都市公園であり、羽月川沿いの水辺空間に位置しているほか、子どもが遊べる遊具が設置されており、市民の憩いの場かつ自然を感じられる公園としての機能維持のため、計画的な施設更新を行います。



轟公園

菱刈農村公園

- 菱刈地域のスポーツ拠点並びに憩いの場として、施設整備が完了していることを踏まえ、大口総合運動公園を含めた機能分担等を進めながら、施設規模の適正化を図ります。



菱刈農村公園

中央公園

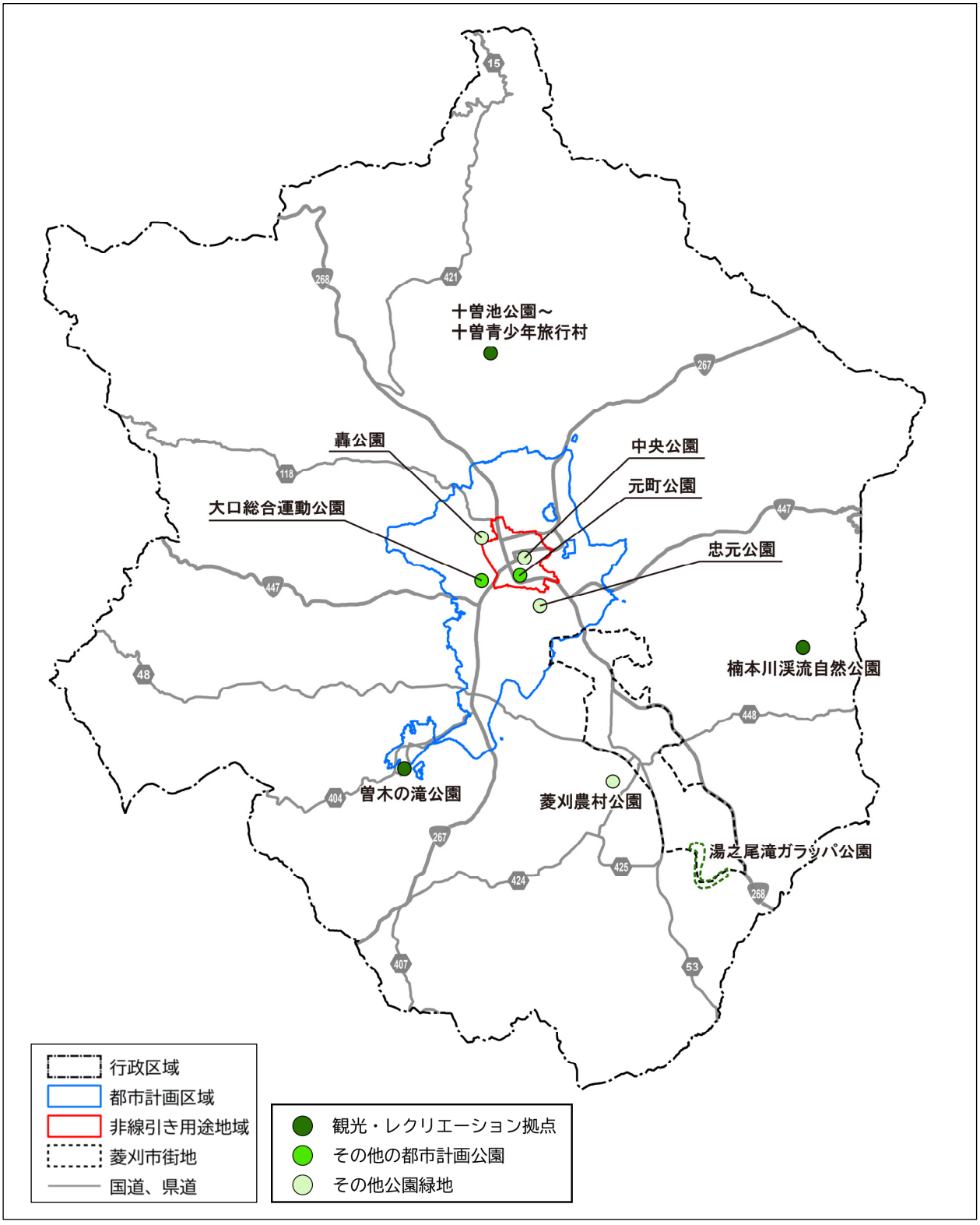
- 都市公園として、本市の中心拠点に位置し、子どもが遊べる遊具が設置され、市民の憩いの場となっていることから、今後も計画的な施設更新と機能強化を進めます。



中央公園

市街地内の身近な公園・緑地

- 計画的な公園施設の更新など、適正な維持管理を進めます。また、緑豊かな市街地を形成する要素として保全を進めます。
- 地域の歴史を伝える樹木や屋敷林、社寺林などの緑は、市民や所有者と連携しつつ保全を進めます。


十曽池公園～
十曽青少年旅行村
轟公園
中央公園
元町公園
大口総合運動公園
忠元公園
楠本川渓流自然公園
曽木の滝公園
菱刈農村公園
湯之尾滝ガラッパ公園
行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
国道、県道
観光・レクリエーション拠点
その他の都市計画公園
その他公園緑地

公園・緑地方針図

○ 下水施設等

＜雨水排水施設＞

- 市街地内の治水上の安全確保を目的として、都市下水路の効率的な維持管理と適正な更新を推進します。

＜生活排水処理施設＞

- 生活排水処理施設（合併処理浄化槽・集落排水施設）の整備と適正な維持管理を推進し、生活環境の向上と水質保全を図ります。

○ インフラマネジメント

＜将来を見据えたインフラマネジメント＞

- 限りある財源の中で、本市の将来人口やまちの将来像を踏まえ、インフラの適正配置と規模及び総量の縮減を推進します。
- 地域インフラ群再生戦略マネジメントの考え方（広域連携・多分野連携の観点）に即し、複数自治体と連携した広域的なインフラ管理や様々な種類のインフラを包括的に管理する多分野連携によるインフラ管理などについて検討します。
- 公共施設の集約・再編によって生じる低未利用施設やその跡地などについては、布計小学校跡のような観光資源としての活用等、用途転換を含めた有効活用を進め、地域の活力を育む施設としての活用を促します。



布計小学校跡

＜持続可能な水の供給体制の確立＞

- 地域の資産として小規模水道を利用するエリアでは、住民の減少及び高齢化並びに施設の老朽化により、施設の維持管理が困難になる可能性があります。そのため、作業の外部委託や代替水源への転換等の検討を促しつつ、必要な支援を行います。

3．市街地整備の方針

3-1 基本的な方向性

○ 良好な市街地環境の形成（大口・菱刈市街地）

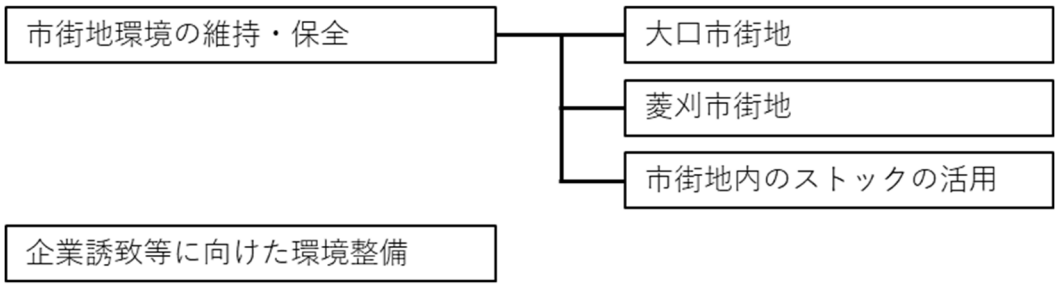
大口市街地では、土地区画整理事業によって整備された既存の良好な市街地環境の保全を進めます。また、菱刈市街地においては、既存の市街地の形状を活かしながら、その環境の維持を進めます。

これらの市街地では、空き家や低未利用地を資産として利活用することで、魅力的な市街地環境の形成に努めます。

○ 産業創出に向けた環境の形成

地域の魅力や資源を活かしながら、企業の誘致や新たな産業の創出を目指して、産業活動の拠点となる環境づくりを進めます。

＜市街地整備の方針の体系図＞



3-2 配置と方針

○ 市街地環境の維持・保全

＜大口市街地＞

- 市街地の中にある生活に密着した道路や公園といったインフラの計画的な維持管理・更新に努めます。また、良好な市街地環境の保全に向けた住民同士の連携・取組を促すとともに活動を支援します。

＜菱刈市街地＞

- 市街地の中にある生活に密着した道路や公園といったインフラの計画的な維持管理・更新に努めるとともに、住民と連携した取組を進め、市街地環境の保全及び改善に努めます。

＜市街地内のストックの活用＞

- 低未利用地のオープンスペースとしての活用に加え、公共施設跡地や空き家の有効活用（空き家バンクの活用による所有の円滑化、ニーズに合わせた建物の用途転換（住宅など）、リノベーションによる地域資源としての活用）を進め、魅力ある地域の資産・拠点の形成を目指します。

○ 企業誘致等に向けた環境整備

- 企業誘致の促進に向けて、立地に適した用地の調査を行うとともに、企業の立地希望に応じた立地環境の整備を検討します。あわせて、利用を終えた公共施設などを活用した、企業誘致を進めていきます。

4．自然環境保全の方針

4-1 基本的な方向性

○ 農地の保全

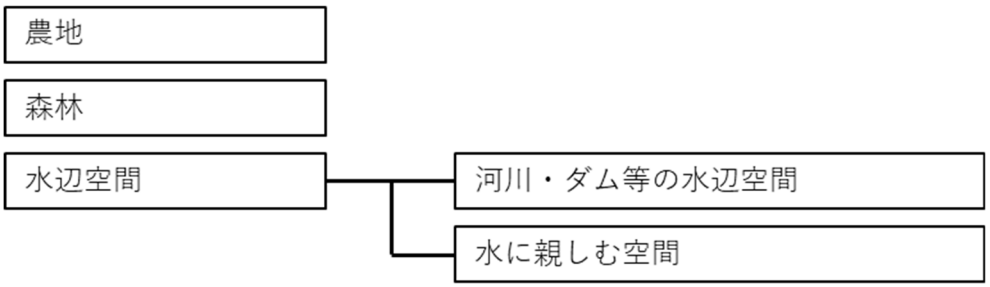
本市の平野部に広がる農地は、集落地や河川と一体となった田園環境を構成するとともに、農業を支える資源であることを踏まえ、その保全・活用を進めます。

○ 自然環境の保全・活用

本市を囲むように広がる森林は、本市の森林・田園環境と林業を支える資源として保全・活用を進めます。

川内川をはじめとする市内を流れる河川やダム湖などによって形成される豊かな水辺空間は、本市の各種産業を支えているほか、レクリエーション機能を支えるなど、重要な地域資源となっていることを踏まえ、適正な保全・活用を進めます。

＜自然環境保全の方針の体系図＞



4-2 方針

○ 農地

- 農地を含む田園環境は、生態系等の面で森林などとは異なる自然環境を有するとともに、自然環境を感じ、ふれあう場としての機能を有していることを踏まえ、適正な保全と活用を進めます。
- 市街地内に残る農地については、都市における貴重な緑地や防災空間としての役割を担う土地として利活用を図ります。また、市街地内の優良な農地に関しては、無秩序な開発を抑制し、田園環境の保全に努めます。

○ 森林

- 林業の基盤であるとともに、水源涵養、雨水貯留による防災機能など様々な役割を担っているため、それらの機能の適正な保全を進めます。

○ 水辺空間

＜河川・ダム等の水辺空間＞

- 川内川などの一級河川については、その環境の保全に向けて国・県と連携した計画的な河川整備に努めます。
- 河川やダム周辺の水辺空間では、豊かな自然と触れ合い、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、その生態系や水質などの河川環境の維持・向上に努めます。



川内川

＜水に親しむ空間＞

- 河川整備などと連携し、遊歩道や親水空間などの適正な維持・管理を進め、水とふれあうことのできる環境の維持に努めます。

5．景観形成の方針

5-1 基本的な方向性

○ 良好な市街地景観の形成

大口市街地及び菱刈市街地では、歩いて暮らしたくなるまちの創出に向けて、既存の市街地の構造を活かした個性ある魅力的なまちなか景観の形成に努めます。

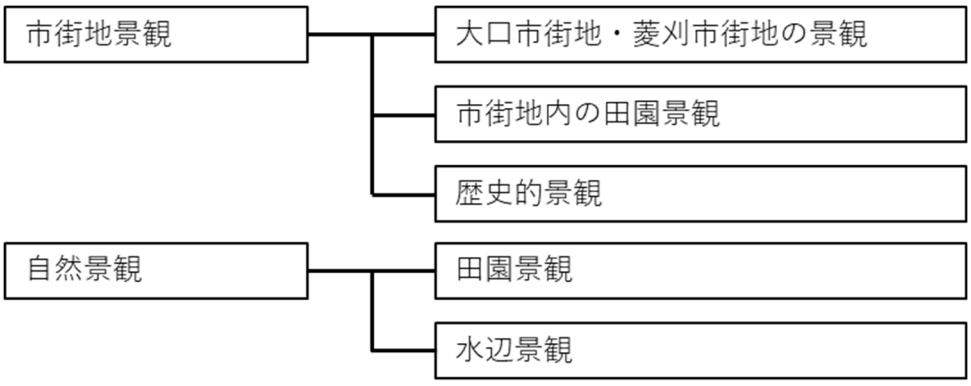
郡山八幡神社など、市内に点在する文化財や記念物などの歴史的資源とその周辺景観の保全に努めるとともに、本市の資源としての活用を図ります。

○ 自然景観の維持・保全

本市を囲む森林や農地、集落が一体となって形成する田園景観は、本市を特徴づける景観としてその保全に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。

川内川や羽月川、ダム湖などによって形成される水辺景観については、その整備などと連携しながら保全に努めます。

＜景観形成の方針の体系図＞



5-2 方針

○ 市街地景観

＜大口市街地・菱刈市街地の景観＞

- 歩道や公園などの身近なインフラの更新と合わせた修景や緑化などを進め、歩いて楽しい景観形成の誘導を目指します。また、市街地景観の保全に向けた住民同士の連携・取組を促すとともに活動を支援します。
- 中でも、伊佐市役所新庁舎の周辺及び中心商店街では、地域内の連続性と回遊性の向上に資する一体的な景観形成の誘導を目指します。

＜市街地内の田園景観＞

- 市街地内に残る屋敷林などの緑地や農地が一体となって形成する田園景観は、市民の生活を彩る貴重な地域資源となることを踏まえ、その保全に資する景観協定などのルールづくりや緑地保全制度の活用、市民と連携した保全活動の支援を進めます。

＜歴史的景観＞

- 市内に点在する文化財や記念物などの歴史的資源の保全並びにその周辺での景観形成の誘導をとおし、本市の重要な資源として保全を図ります。また、市民と連携したまちづくり活動の資源としての活用を図ります。



郡山八幡神社

○ 自然景観

＜田園景観＞

- 田園景観に影響を与える、農地転用や森林伐採を伴う各種開発においては、事業者に法令やガイドライン等の遵守を求めるとともに、適正な整備等が行われるよう指導に努めます。

＜水辺景観＞

- 川内川、羽月川、水之手川、市山川などの河川空間並びに十曽池公園など水辺空間については、緑豊かな水辺景観として保全を図るとともに、河川整備や公園整備と連携しつつ、その向上を図ります。



十曽池公園

6．安全・安心まちづくりの方針

6-1 基本的な方向性

○ 防災まちづくりの推進

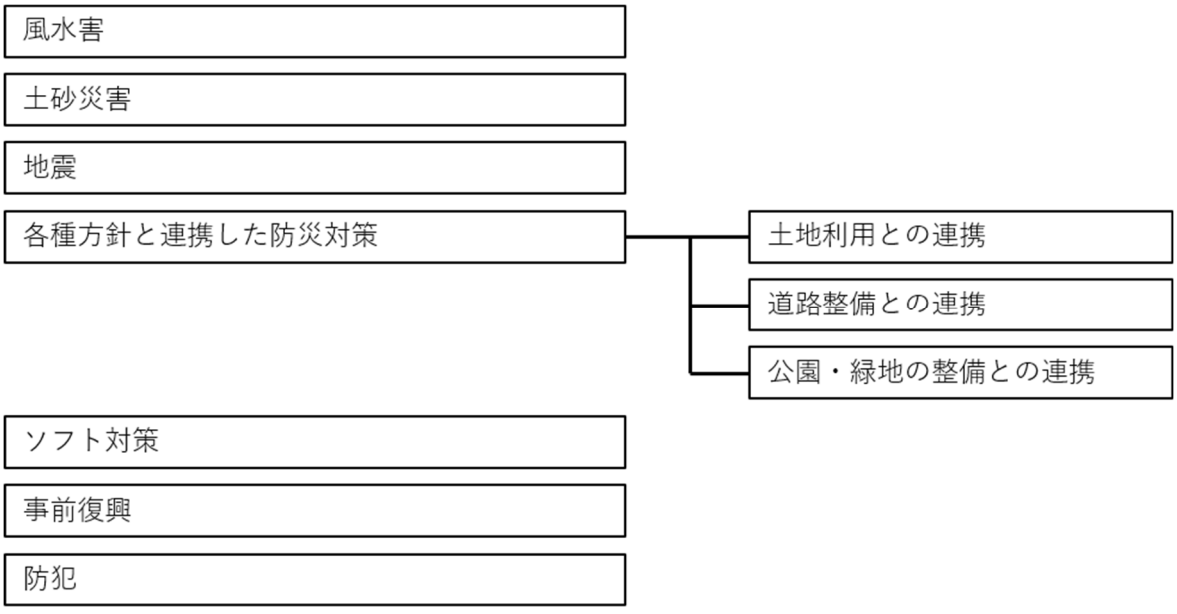
本市では、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等が多く指定されており、自然災害リスクが高い地域特性を持ちます。

これに対応し、安全で持続可能なまちづくりを目指し、伊佐市地域防災計画を基本に、川内川水系流域治水プロジェクトと連携し、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を総合的に推進します。

○ 適切な防犯対策の実施

地域コミュニティが主体となった安心して暮らせるまちづくりを促すとともに、活動を支援します。また、空き家・空き地の活用の取組と連携した良好な住環境の保全に努めます。

＜安全・安心まちづくりの方針の体系図＞



6-2 方針

○ 風水害

- 浸水被害の低減に向け、一級河川である川内川やその支川である羽月川、市山川では、河道掘削や護岸整備などによる洪水対策、雨水貯留施設の設置や排水機設置などの内水対策を国・県と連携して促進します。
- 適正な土地利用の誘導により遊水・保水機能を有する森林や田畑の保全を進め、河川への雨水流出量の抑制や市街地での浸水被害の防止に努めます。

○ 土砂災害

- 土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域が指定されていることを踏まえ、国や県と連携しながら、砂防ダムなどの被害の防止・軽減に資する施設整備を促進します。
- 森林の適正な管理や治山事業をとおして、山地の崩壊や土砂の流出の防止に努めます。

○ 地震

- 伊佐市耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路の沿道に位置する建築物や災害時要配慮者利用施設などの耐震化を進めます。
- 市内の公共施設についても、避難や救助活動、被災者支援の拠点としての機能を有するため、その耐震化を進めます。
- 南海トラフ地震による建物被害や人的被害が想定されていることを踏まえ、伊佐市耐震改修促進計画に基づき、一般建築物の耐震化やコンクリートブロック塀の安全対策などを推進します。

○ 各種方針と連携した防災対策

＜土地利用との連携＞

- 立地適正化計画（防災指針）の策定など、防災の観点を踏まえた土地利用誘導及び規制を進め、災害発生の未然防止や発災時の被害軽減を図る防災まちづくりを進めます。
- 自然災害のおそれの高い土地からの住宅や要配慮者利用施設の移転を促します。
- 流域全体の雨水貯留機能の向上を目指し、県と連携しながら開発や建築時における雨水貯留浸透施設の普及啓発活動を実施します。

＜道路整備との連携＞

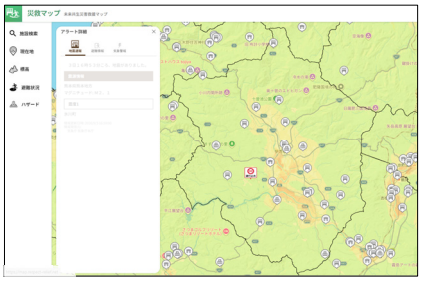
- 発災時の人員輸送及び物資供給の停止を防ぐため、緊急輸送道路に位置付けられた道路の機能強化やネットワークの過度な混雑の緩和、強靭化に向けた対策の実施を関係機関に働きかけます。

＜公園・緑地の整備との連携＞

- 発災時の避難場所となることを踏まえ、防災機能を担うオープンスペースとしての機能の確保を図ります。

○ ソフト対策

- 地域防災計画などの関連計画や関連プロジェクトと連携しつつ、市民による主体的な避難行動に資するリスク情報の提供とそれらを活用したマイ・タイムラインの作成・支援を進めます。
- ウェブ情報システム（未来共生災害救援マップ）の活用や情報伝達手段の充実（防災ラジオの無償貸与など）をとおし、避難所や通行止めの状況など迅速な住民への情報提供に取り組みます。



未来共生災害救援マップ

○ 事前復興

- 早期に的確な復興を実現することを目的として、復興に向けた体制や手順などを整理した復興事前準備に係る計画の策定を推進します。
- 復興事前準備に係る計画の策定をとおして市民、事業者、行政、学識経験者及び NPO 等の間で復興まちづくりにおける課題などを共有しながら、防災・減災に資するまちづくりに取り組みます。

○ 防犯

- 街灯や防犯灯の設置支援、地域住民と連携した空き家・空き地の見守りなど、安心して暮らせるまちづくりを促します。
- 公園や道路は視認性を高める設計とし、住宅地では死角を減らし防犯性の高い空間づくりについて周知を図ります。
- 空き家・空き地の活用の取組と連携し、住民の生活の拠点、憩いの場となるオープンスペースの創出を支援し、地域コミュニティの機能強化を促します。

7．市民協働によるまちづくりの方針

7-1 基本的な方向性

○ 協働と参画による持続可能なまちづくりへの挑戦

子どもから高齢者まで幅広い市民がまちづくりに参加し、協力し合う仕組みを進めます。計画づくりだけでなく、公共インフラの維持など日常の取組でも、市民と行政が役割を分担しながら一緒に進めることを目指します。

7-2 方針

○ 市民協働によるインフラメンテナンスの推進

市内における公共インフラ（道路、側溝、公園など）の老朽化に対応するため、行政と市民・地域団体が連携しながら維持管理を行う、市民協働型のメンテナンス体制を構築します。

＜取組の方向＞

■市民協働の維持管理体制の構築

市民が日常の見守り・点検・情報提供を担い、行政は技術支援や制度整備を行うことで、「地域で守り育てる公共インフラ」を実現します。

■校区コミュニティ協議会との連携強化

行政と校区コミュニティ協議会が連携し、地域内の見回り・点検・清掃等活動などを行うことで、公共インフラの計画的な維持管理に取り組みます。

主な取組（例）

・地域における美化活動（ふるさと美化活動）の実施
・その他関係団体が行う除草活動、地域資産の保全活動等の実施
・市民参加型のごみ拾い（清掃活動）イベント等の開催
・市民からの通報制度による情報収集
・市が保有する機材等の貸出体制の整備

○ 次世代を担う子ども・若者とのまちづくりの推進

- 地域の将来を担う子どもや若者が、まちづくりに触れ、学び、実際に関わることができる仕組みを整えます。学校教育と地域社会、行政が連携し、地域課題の探究やアイデアの実践を通じて、郷土への愛着と主体性を育みます。

＜取組の方向＞

■高校生等の地域探究活動の支援

高校の「総合的な探究の時間」等と連携し、空き家、交通、防災、景観などの地域課題をテーマとした探究活動を支援します。市職員や専門家による出前講座の実施や、提案発表の機会（フォーラム等）の提供を行います。



大口高校での活動風景

■校区コミュニティとの協働による地域学習

校区コミュニティ協議会が主催するふるさと学寮などの各種イベントや、学校と連携して実施する地域学習などを通じて、子どもたちが地域の将来を考える機会を創出します。



ふるさと学寮の活動風景

■小中学生のまちづくり学習の推進

地域探訪等のふるさと学習、防災教育、教育版マインクラフトを活用した地域の魅力や課題についての探究学習などを通じて、地域と自分の暮らしの関係性や、まちづくりについて学ぶ教育を推進します。子どもたちが「まちを自分ごととして考える」きっかけを育みます。

印刷用白紙

第５章 地域別構想

１．地域別方針とは

全体構想で示した市全体のまちづくりの方針を基に、地域ごとのデータ及び地域別懇談会で頂いた御意見等を踏まえ、現況の整理と課題分析を行い、地域づくりの方針を示します。

２．地域区分

各コミュニティを基準に、地域のつながりを踏まえ４地域に区分します。

地域名	対象地域
大口	大口・大口東・牛尾
山野・平出水	山野・平出水
羽月・曽木・針持	羽月・羽月西・羽月北・曽木・針持
菱刈	湯之尾・南永・本城・菱刈・田中

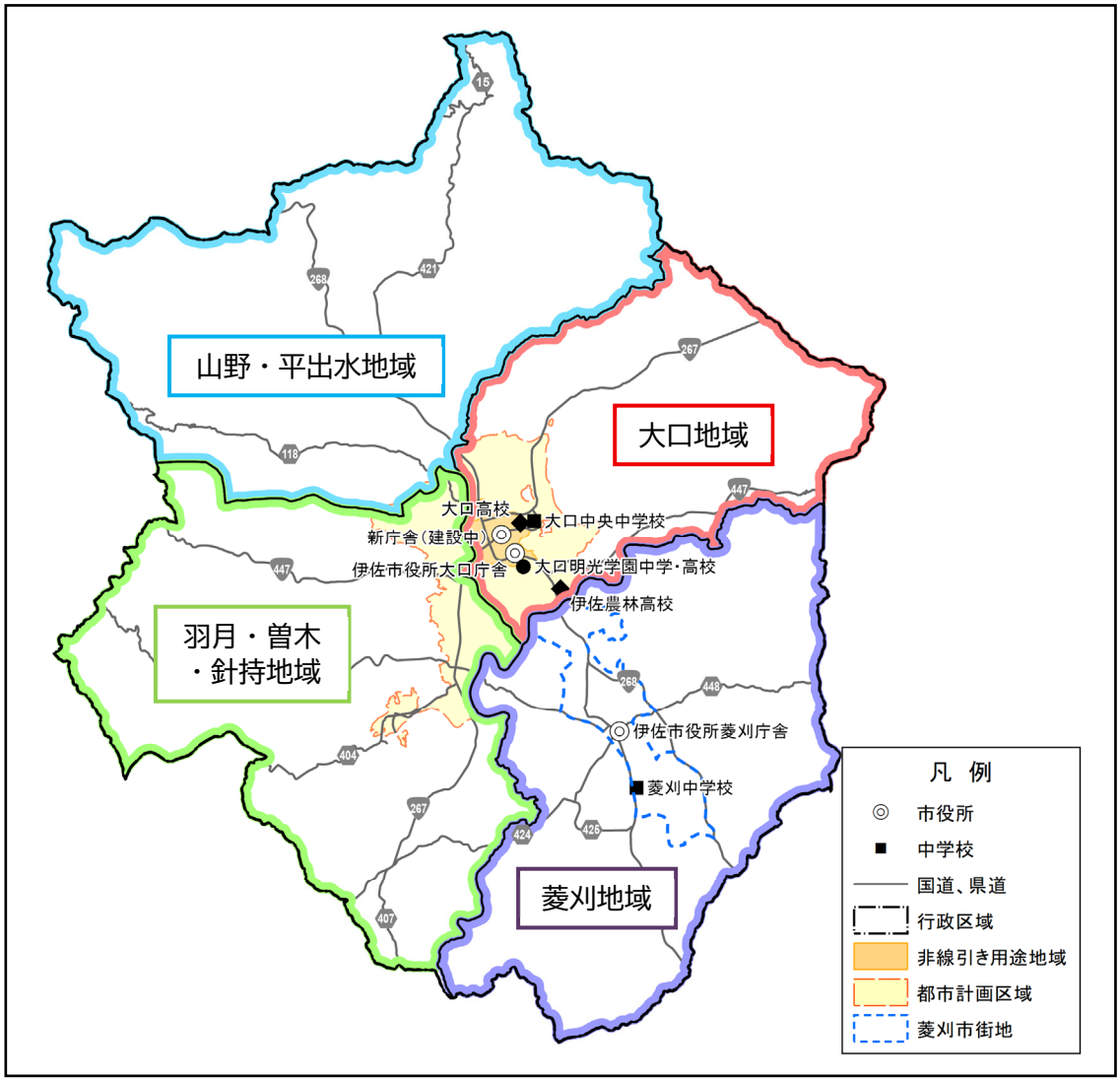


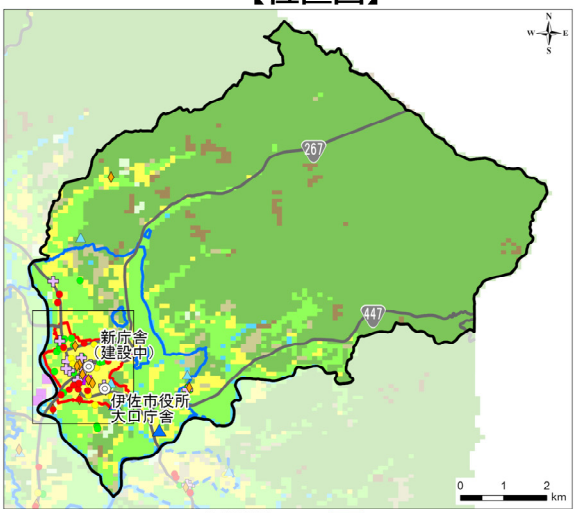
図　地域区分

3．大口地域

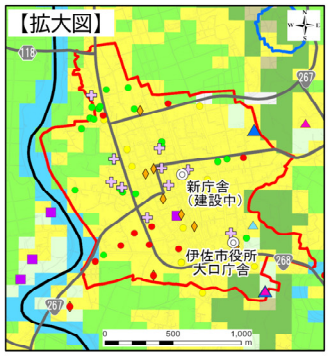
3-1 地域の現況

- 本市の東部に位置し、大口市街地を有する地域です。大口市街地を中心に建物用地が広がり、一部に用途地域を指定しています。平野部では田が、大口東・牛尾を中心とした地域の東側では森林が広がります。
- 隣接する人吉市・えびの市につながる、国道 267 号及び 447 号が東西方向に通り、大口中心部で国道 268 号と交差しています。また、市内外を結ぶ路線バス及び市内バスが運行しており、道路交通の中心となっています。
- 都市計画区域内の非線引き用途地域内には市役所等の公共施設、商業施設及びその他生活に必要な施設が集積しており拠点性が高いほか、非線引き用途白地に郡山八幡神社や忠元公園、都市計画区域外に牛尾工業団地等が立地しています。
- 人口動態の推計では、今後、人口減少と高齢化が進むと予測されますが、高齢化率は本市の平均よりもやや低く、2050 年（令和 32 年）で 42.5%と見込まれます。
- 居住地評価では、満足度平均が市全体の中では比較的高く、「スーパーなど日々の生活に必要な施設の充実」や「歩行者が安心・快適に移動できる」等の満足度の評価が高い一方、市全体同様、「空家・空地への対策」等の満足度の評価が低くなっています。

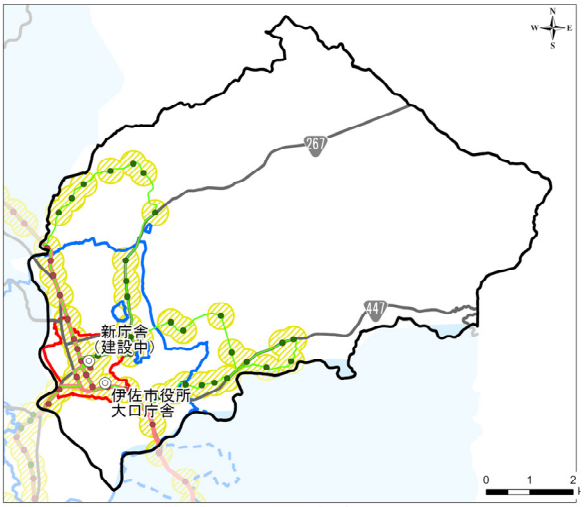
【位置図】



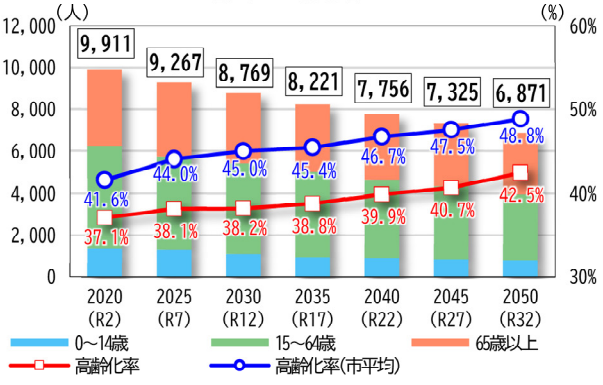
【拡大図】



【公共交通のカバー状況】



【人口動態】



（出典：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

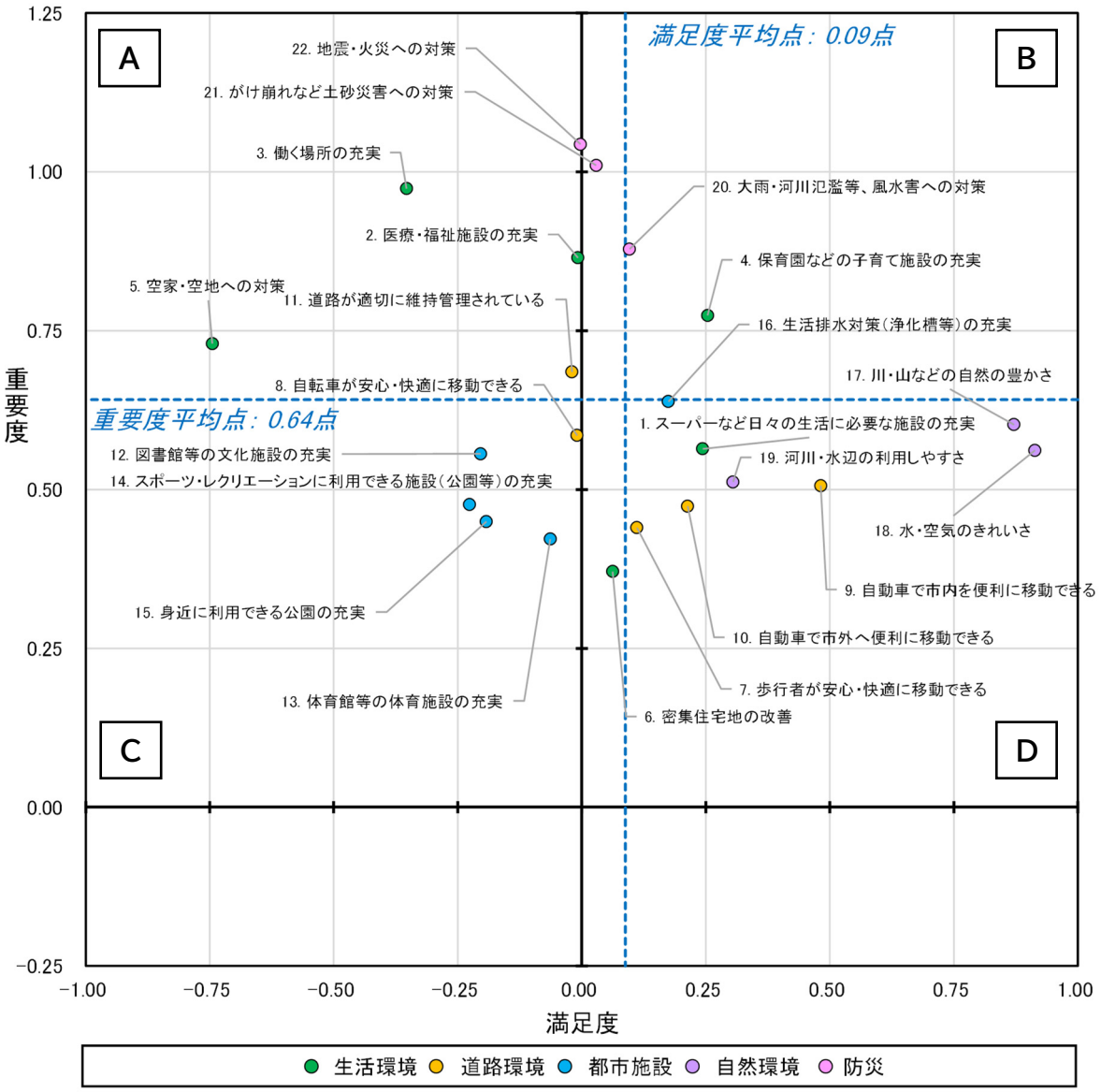
＜地域の魅力と課題（地域別懇談会配布資料より抜粋）＞

地域の魅力	地域の課題
● コミュニティ活動が活発 ● 自然が豊か ● 交通利便性が高い ● 教育環境が充実 ● 歴史・文化・観光資源を有する ● 飲食店が充実 ● 自然災害に強い ● 若い人の流入がある（市内から大口へ）	● 空き家・空き地 ● 若い世代・子どもが少ない（牛尾から周辺へ、伊佐市から市外へ） ● 農業の持続性 ● はたらく場が少ない

＜地域の意向（地域別懇談会ワークシートより整理）＞

行政にお願いしたいこと	自分たちができること
● 空き家改修の窓口として役所の役割 ● 空き家を地域活動の小規模な拠点として活用する際のサポート ● 行政による宣伝活動の促進（移住のメリット・伊佐の良さ）	● 民間の良さを生かしたプチコミュニティづくり ● 空き店舗や空き家を住居に活用する ● それぞれの地域のコミュニティ活動を増やす

＜居住地の評価（市民アンケート）＞



＜地域の風景＞



大口市街地



伊佐市役所（新庁舎）



中心商店街

3-2 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	● 本市の中心拠点として、用途地域内に集積する都市機能、生活機能の維持・向上に向けた土地利用の誘導が求められています。 ● 歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、多様な用途が調和した住宅地の形成が求められています。 ● 土地利用現況や都市の将来像を踏まえ、土地利用の方針の検証が求められています。
都市施設	● 都市間交通軸（国道 267 号・国道 268 号・国道 447 号）の機能の維持・強化が求められています。 ● 社会情勢の変化などを踏まえた長期未着手都市計画道路のあり方の検証が求められています。 ● 本市の交通結節点として、公共交通の利用環境の改善、市街地内の回遊性を高める交通サービスが求められています。 ● 公園などの都市施設の活用による地域の魅力向上が求められています。 ● 都市下水路の適正な維持管理が求められています。
市街地整備	● 土地区画整理事業などによって整備された既存の良好な市街地環境の保全に向けたインフラの計画的な維持管理・更新が求められています。 ● 住居が集まる 3・5・6 本町線、3・5・9 大口駅国ノ十線沿道では空き家も多く発生しており、その有効活用が求められています。
自然環境保全	● 用途地域縁辺部に加え、用途地域内に残る農地の保全と活用が求められています。
景観形成	● 中心商店街や新庁舎周辺では、歩いて楽しい市街地景観の形成が求められています。 ● 市街地内に残る田園景観や歴史的景観の保全が求められています。
安全・安心まちづくり	● 羽月川・市山川沿いの浸水リスク及び地域内に点在する急傾斜地や山間部における土砂災害リスクへの対応が求められています。

3-3 地域づくりの方針

■地域づくりの基本方針

誰もが利用しやすく生活に便利なまちなかを形成し、自然環境や景観にも配慮した豊かで住みよい地域づくりを進めます。

① 中心拠点では、商業・業務などの多様な生活サービスの集積と適切な土地利用誘導を進めることで、日常生活と余暇を支え、歩いて暮らしたくなる拠点の形成を進めます。

② 道路や公共交通の充実、既存のストック（公園、農地、空き家・空き店舗など）の活用により、市民も来訪者も訪れやすく、立ち寄りたくなる地域づくりを進めます。

③ 地域南部の浸水リスクや市街地内外に点在する土砂災害リスクに対し、ハード・ソフト両輪の対策により、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

■地域づくりの分野別方針

分野		方針
土地利用	機能的な中心拠点の形成	● 商業・業務、生活利便施設の立地を誘導し、歩いて暮らせるコンパクトな拠点を形成します。 ● 歩いて暮らせる拠点の形成に併せて、生活に便利で、住みやすい低・中層住宅地を形成します。
	適切な土地利用誘導	● 国道 268 号沿道では、土地利用現況などを踏まえつつ、都市計画区域及び用途地域の見直し、特定用途制限地域の指定などを検討します。
都市施設	効率的・効果的な道路整備	● 青木バイパスの供用開始など、広域的な道路整備の市街地交通への影響の把握とその対策を検討します。 ● 県が示す「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、長期未着手都市計画道路の見直しを進めます。 ● 伊佐市役所新庁舎の周辺及び中心商店街では、交流と滞在を生む、歩きたくなる空間の形成を進めます。
	公共交通の利用環境の向上	● 複数の路線が乗り入れる利用者の多いバス停等において、待合環境の改善等、利便増進を図ります。 ● 中心拠点に立地する都市機能へのアクセス性の向上を図るため、新たな交通サービスの導入や、市内バス及びのりあいタクシーの乗降ポイントの柔軟な設定等の検討を進めます。
	維持管理・活用の促進	● 忠元公園は、市民と連携し、適切な維持管理を図りつつ、周辺施設（忠元神社、諏訪神社及び大口城址等）と一体での活用等、更なる魅力向上の手法について検討を進めます。 ● 都市下水路については、市街地内の治水上の安全確保を目的として、適切な維持管理に努めます。

市街地整備	ストックの有効活用	● 空き家・空き店舗及び低未利用地は、まちの賑わいづくりやコミュニティ活性化のため、より多様な目的での活用を促進します。 ● 行政は、活用可能な空き家・空き店舗や低未利用地の情報発信のハブとなり、活用に向けた伴走者としての役割を担います。
自然環境保全	市街地内農地の保全と活用	● 市街地内外に残る農地については、市民と連携し、より多様な活用方法を検討する等、地域の資源として保全・活用を進めます。
	水資源の保全	● 豊かな水辺環境を支える羽月川や市山川については、河川環境の維持・向上に向けて県や国と連携した取組を進めます。
景観形成	豊かな市街地景観の形成	● 居心地が良く歩きたくなる中心商店街の空間づくりに、官民連携で取り組みます。 ● 国や県、市民、所有者と連携し、郡山八幡神社等、歴史的景観の保全に努めます。
安全・安心まちづくり	国や県と連携した治水対策	● 羽月川の河道掘削や護岸整備など、国や県と連携した治水対策を進めます。
	効果的な土砂災害対策	● 地域内に点在する土砂災害リスクについては、近年の発災状況や要配慮者施設、緊急輸送道路網の状況を踏まえつつ、効果的な対策を進めます。

■大口地域　地域づくりの方針図



行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
市役所
小学校
中学校
高校
その他施設等
河川

森林
農用地
田園集落ゾーン
住宅地
地域拠点
商業・業務地
沿道商業・業務地
工業地

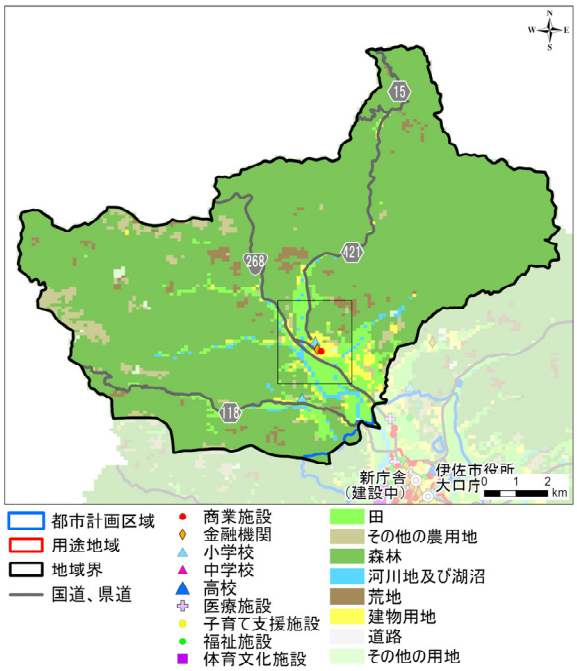
中心拠点
都市間交通軸
都市幹線道路

4．山野・平出水地域

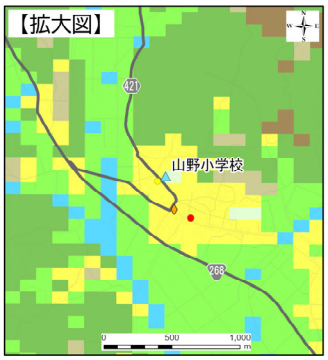
4-1 地域の現況

- 本市の北部に位置し、観光・レクリエーション拠点である十曽池公園を有する地域です。国道 268 号沿道の平野部に田と建物用地が広がり、その外側では森林が広がっています。
- 隣接する水俣市、本地域及び市の中心拠点である大口市街地をつなぐ国道 268 号が南北に通っており、市内外を結ぶ路線バス及び市内バスが運行しているほか、平出水を含む多くのエリアでのりあいタクシーが運行しています。
- 山野小学校周辺に商店等はあるものの、生活に必要な施設が少ない状況にあります。
- 人口動態では、推計値ですが、今後、人口減少と高齢化が、市全体の平均に比べて大きく進むと予測され、高齢化率は 2050 年（令和 32 年）で 73.7%と見込まれます。
- 居住地評価では、「スーパーなど日々の生活に必要な施設の充実」や「医療・福祉施設の充実」等をはじめ、満足度の評価の平均が比較的低くなっています。

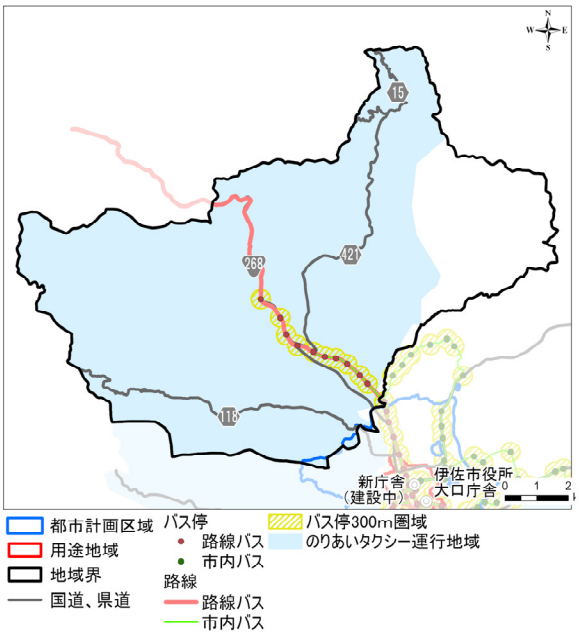
【位置図】



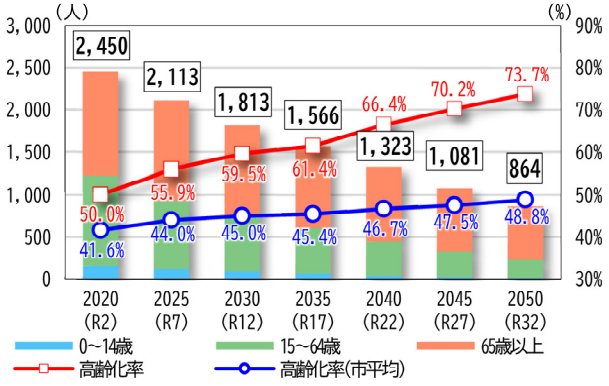
【拡大図】



【公共交通のカバー状況】



【人口動態】



（出典：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

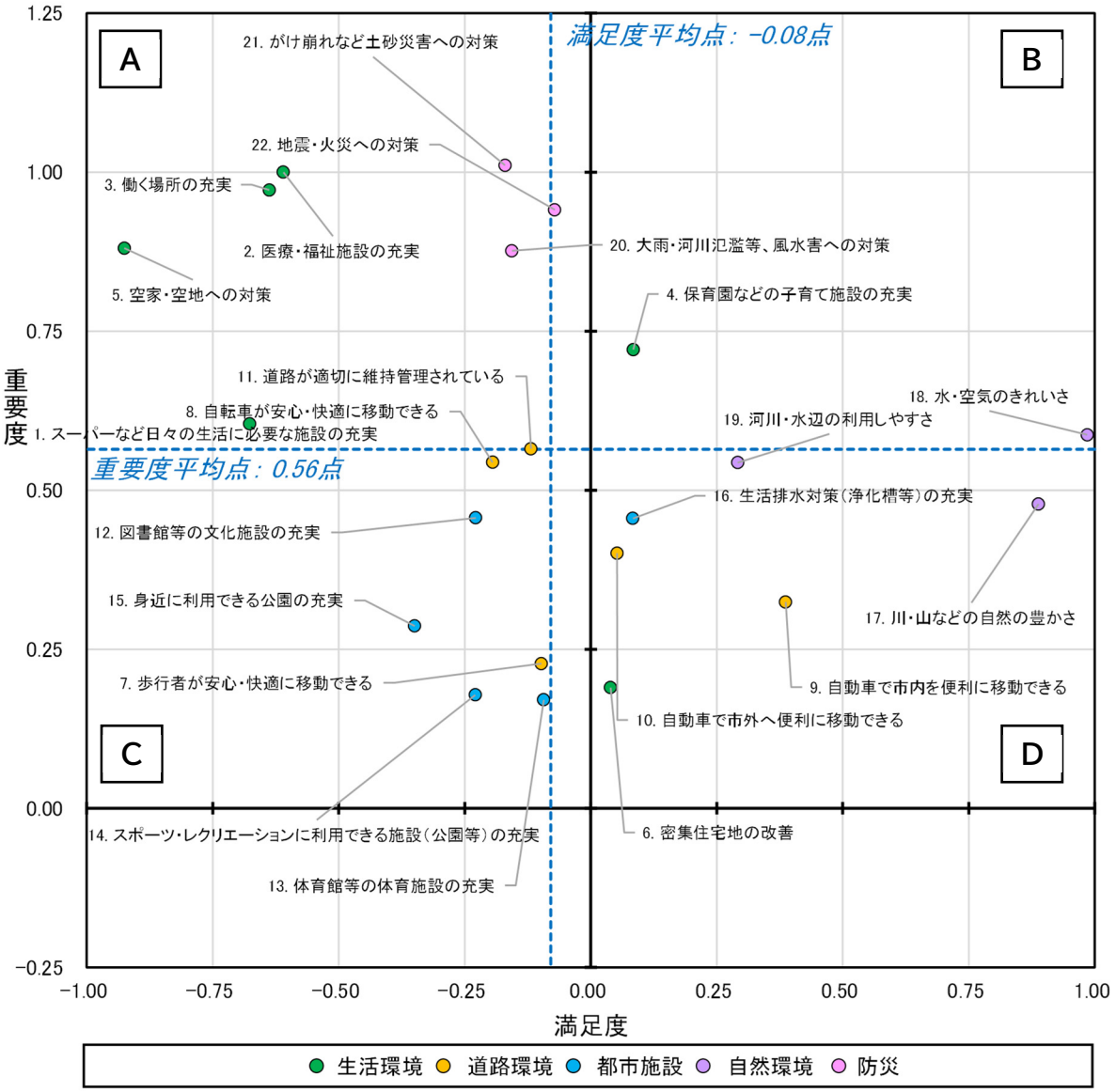
＜地域の魅力と課題（地域別懇談会配布資料より抜粋）＞

地域の魅力	地域の課題
● コミュニティ活動が活発 ● 自然が豊か ● 交通利便性が高い ● 教育環境が充実 ● 運動施設・機会の充実（グラウンドゴルフ大会など） ● 移住者や地域住民にオープンな雰囲気 ● 高齢者も元気	● 空き家・空き地 ● 若い世代・子どもが少ない ● 災害リスク ● 道路・交通機能 ● 鳥獣害が増加 ● お店が少ない ● 高齢化の深刻化

＜地域の意向（地域別懇談会ワークシートより整理）＞

行政にお願いしたいこと	自分たちができること
● 十曽のトイレ整備・洋式化 ● 女性向け草刈り機講座 ● 市による空き家解体 ● 小学校の改修、特認校制度の活用 ● 市道日東線の整備 ● ジビエ加工場の建設	● 米作りイベント×十曽池キャンプ ● 山野の旅行プランの紹介 ● 布計小学校跡へのツアー ● 稲刈り交流会・田植え交流会の復活 ● 直売所など訪れたくなるスポットの作成 ● オルレコースづくり

＜居住地の評価（市民アンケート）＞



＜地域の風景＞



山野小学校



平出水小学校



鳥神岡

4-2 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	● 各集落地において、一定の生活サービスの維持に向けた拠点性のある土地利用が求められています。 ● 豊かな自然を支える田畑や山林といった自然的土地利用の保全が求められています。
都市施設	● 災害に強い道路網の確保に向け、幹線道路の機能確保、幹線道路から山間部へ延びる道路の機能強化が求められています。 ● 地域内外の移動を支える公共交通の維持が求められています。 ● 十曽池公園や布計小学校跡など、地域拠点並びに資源となる施設の更なる魅力向上も含めた適正な管理、更新と活用が求められています。
市街地整備	● 集落地では、空き家・空き地がまばらに発生しており、良好な集落環境の保全が求められています。
自然環境保全	● 平野部に広がる農地や山間部に点在する農地については、地域の資源としての活用が求められています。 ● 地域の大半を占める森林については、水質保全や水源涵養の観点からも、適正な保全が求められています。
景観形成	● 鳥神岡や十曽岳などから望む、農地と集落、その背後に広がる山林によって構成される田園景観の保全が求められています。
安全・安心まちづくり	● 集落地の山際に、多くの土砂災害特別警戒区域が指定されているため、土砂災害リスクへの重点的な対応が求められています。

4-3 地域づくりの方針

■地域づくりの基本方針

持続可能な生活拠点の形成に向け、中心拠点とのつながりの強化と生活機能の共有、地域資源を活かした交流と活力の創出を進めます。

① 災害リスクの低い集落地への居住の誘導、農地や森林の保全を通し、住み続けられるまとまりのある地域の形成を進めます。

② 公共交通の機能向上、地域での生活を支える施設（道路、公園、コミュニティセンターなど）の適正な整備を通し、地域活力の維持・向上を支えます。

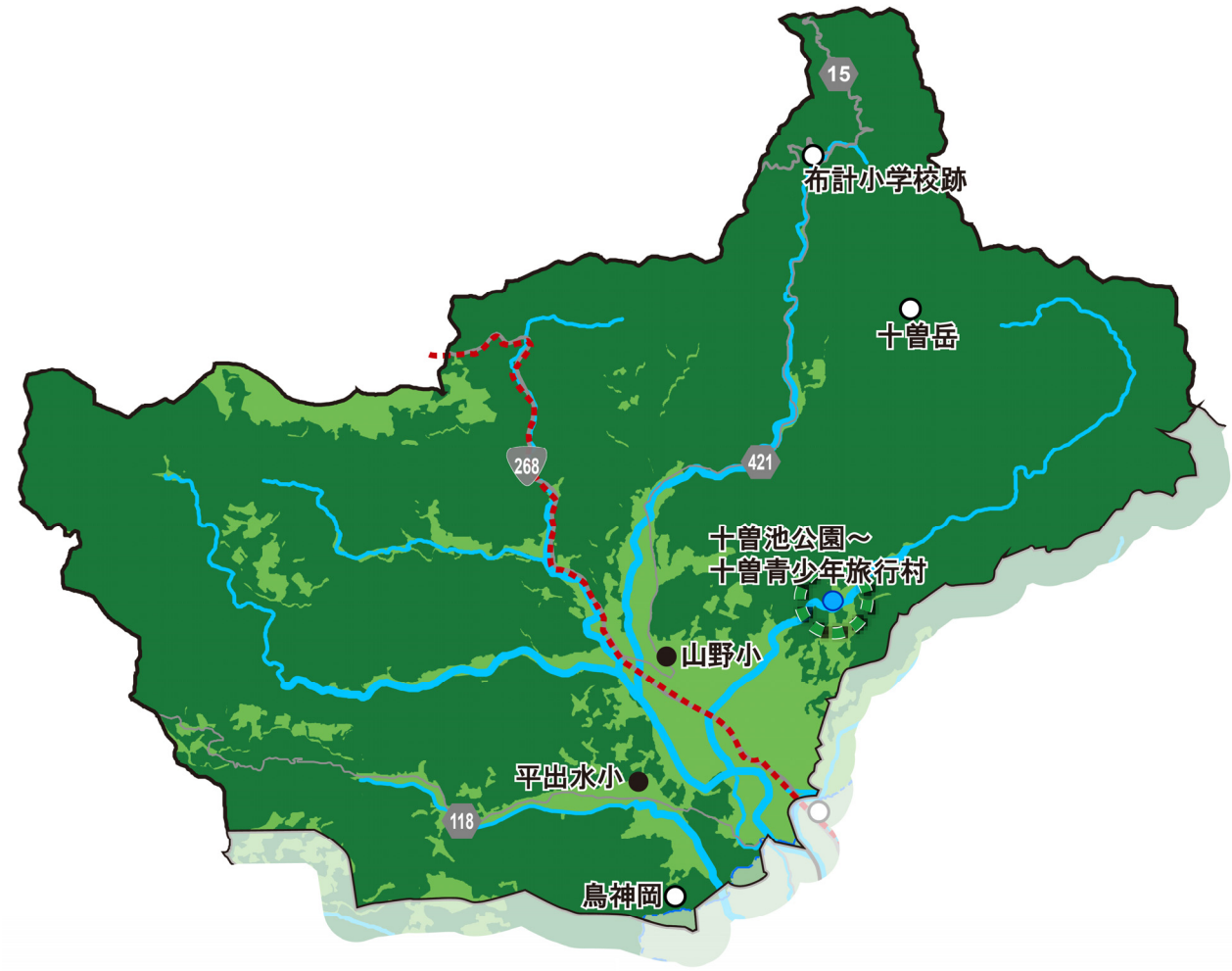
③ 市民と連携し、良好な住環境の形成、ハード・ソフト両面からの土砂災害対策への取組を通し、安心で暮らしやすい地域づくりを進めます。

■地域づくりの分野別方針

分野		方針
土地利用	集落地の生活機能の維持	● 急激な人口減少に備え、集落地の中心である山野及び平出水の中心部を、一定の生活サービスを維持する生活拠点と位置付け、拠点でのまとまりのある暮らしを促します。 ● 生活拠点では、既存の生活サービスの維持を目指しますが、維持することが難しいものについては、市内他拠点での確保を進めます。
	自然と調和した地域の形成	● 十曽池を中心としたレクリエーション拠点や農地といった自然資源の保全・活用に加え、それらの自然資源と調和した集落地の形成を進めます。
都市施設	地域を支える道路網の確保	● 地域内の幹線道路である国県道の災害対策強化を促進します。 ● 市道については、地域の暮らしを支える生活道路として、適正な維持管理と機能強化を進めます。
	公共交通の機能向上	● のりあいタクシー等の公共交通について、集落地での生活環境を維持するため、各種生活サービス施設が集積する中心拠点への移動手段として維持、利便増進に努めます。
	交流の核となる施設の活用	● 住民と行政が連携し、校区コミュニティの活動の中心となる各種施設について、適正な維持管理と更なる利活用を図ります。 ● 十曽池公園をはじめ、集落地に立地する魅力ある施設では、来訪者の誘引や地域の構成員の獲得等、地域での交流と活力の形成を促すための多様な活用を進めます。
市街地整備	住みよい集落環境の保全	● 空き家の所有者による適切な管理、及び住民と行政の連携による空き家情報の共有、多様な活用方法等の検討を進めることにより、集落環境の保全を図ります。

自然環境保全	自然資源の保全と活用	● 地域住民が主体となる、豊かな自然環境を利用したアウトドアイベント（農業体験、キャンプイベント、オルレコースづくり等）の実施に取り組みます。
	水辺空間の保全と活用	● レクリエーション拠点である十曽池周辺をはじめとする水辺空間は、適切な環境保全を図りつつ活用を進めます。
景観形成	田園景観の保全	● 農地への獣害対策を図りつつ、集落の営み、山林等の地形が調和する田園景観の保全に努めます。
安全・安心まちづくり	総合的な土砂災害への対策	● 地域において、山間部の集落地周辺を中心に点在する土砂災害警戒区域等の周知による土砂災害リスクの意識づけや、リスクの低いエリアに居住誘導を図る等、被害の未然防止に向けた取組を促進します。 ● 山地災害を未然に防ぐため、集落地の背後に存在する山林の適正な管理やハード対策への取組を進めます。
	国や県と連携した治水対策	● 羽月川、山野川をはじめとした河川周辺における内水被害の軽減、防止に向け、雨水貯留機能の強化や国・県への排水機能の強化のはたらきかけを進めます。

■山野・平出水地域　地域づくりの方針図



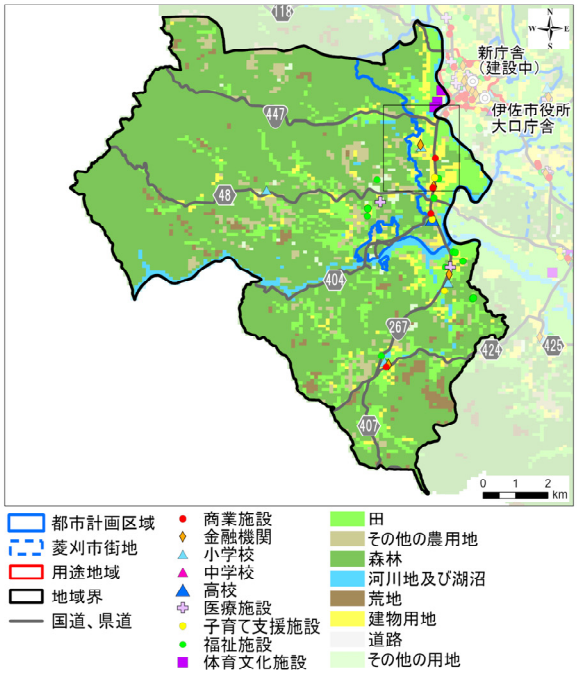
行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
小学校
観光･レクリエーション資源
その他施設等
河川
森林
農用地
田園集落ゾーン
観光･レクリエーション拠点
都市間交通軸

5．羽月・曽木・針持地域

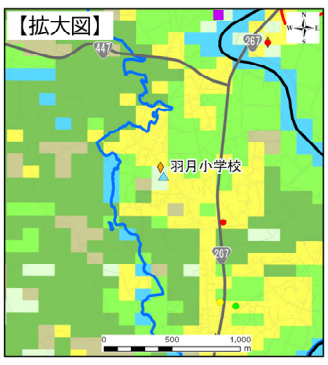
5-1 地域の現況

- 本市の西部に位置し、東西に川内川が流れ、複数の都市機能が立地する地域拠点の羽月、及び風致地区であり観光拠点となっている曽木の滝を有しています。南北に延びる国道267号沿道の平野部では建物用地と田が、その西側では森林が広がっています。
- 隣接するさつま町及び出水市につながる、国道 267 号、447 号及び県道 48 号等が通っており、市内外を結ぶ路線バス及び市内バスが運行しているほか、羽月北、曽木及び針持を含む多くのエリアでのりあいタクシーが運行しています。
- 大口総合運動公園を含む北東部から曽木の滝にかけて都市計画区域となっており、区域内外に小学校などの公共施設が点在しています。商業施設は国道 267 号沿道を中心に位置しています。また、地域災害拠点病院である鹿児島県立北薩病院が立地しているほか、2029年春、旧大口南中学校跡地を活用し、県立特別支援学校が開校予定となっています。
- 人口動態の推計では、今後、人口減少の進行が見込まれます。高齢化率は本市の平均より高いものの、約 50%で横ばいとなることが見込まれます。
- 居住地評価では、「体育館等の体育施設の充実」の満足度の評価が比較的高く、「大雨・河川氾濫等、風水害への対策」等の満足度の評価が比較的低くなっています。

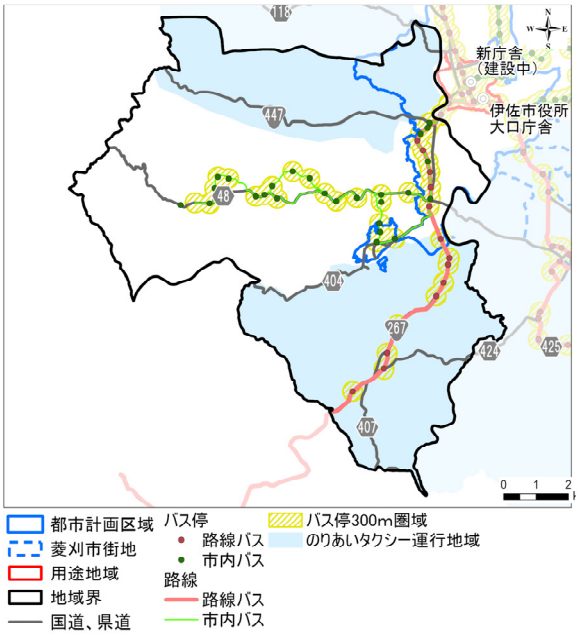
【位置図】



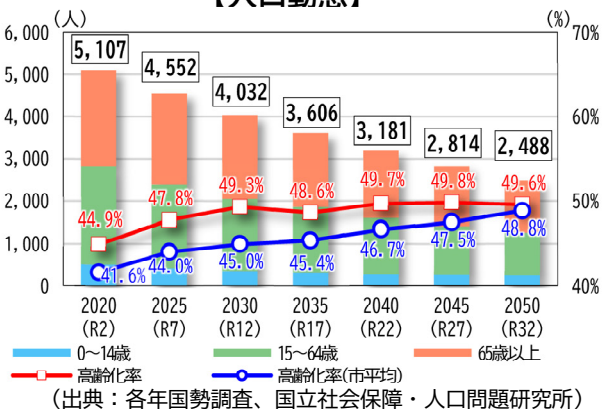
【拡大図】



【公共交通のカバー状況】



【人口動態】



（出典：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

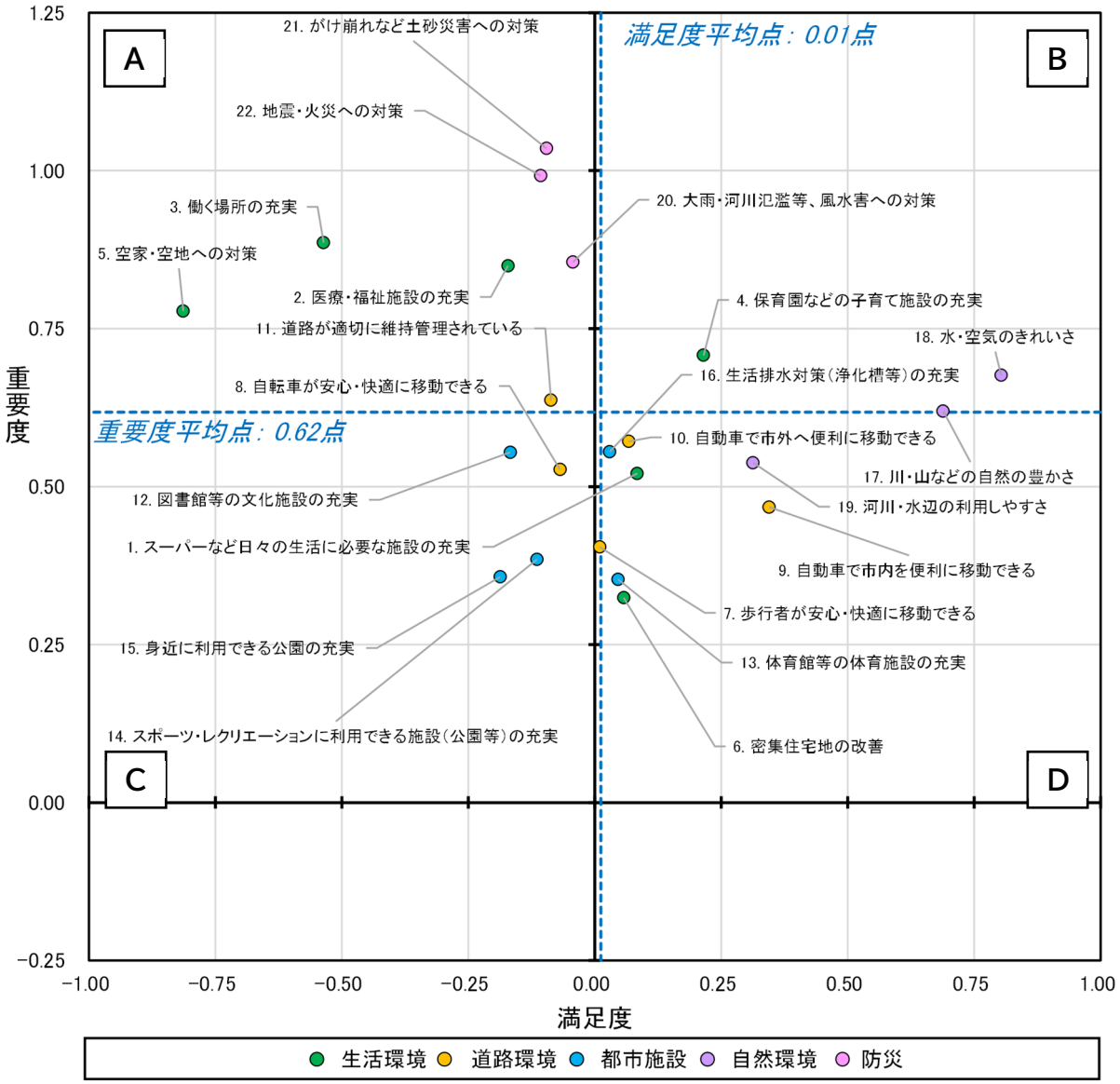
＜地域の魅力と課題（地域別懇談会配布資料より抜粋）＞

地域の魅力	地域の課題
● コミュニティ活動が活発 ● 自然が豊か ● 交通利便性が高い ● 歴史・文化・観光資源を有する ● 女性の働く事業所が多い ● 曽木の滝は、イベントによる集客力・民間活力の活用可能性がある ● 空き家、農地を提供する方もいる ● 子育て世帯の居住ニーズがある ● 災害対策の意識が高い	● 空き家・空き地 ● 若い世代・子どもが少ない ● 災害リスク ● 道路・交通機能 ● 鳥獣害が増加 ● お店が少ない ● 農業の持続性 ● はたらく場が少ない ● 医療体制の弱体化

＜地域の意向（地域別懇談会ワークシートより整理）＞

行政にお願いしたいこと	自分たちができること
● 企業誘致 ● 無人バスの導入（自動運転） ● 草刈り大会 ● 曽木の滝周辺に多目的広場(駐車場)整備 ● 曽木の滝公園　橋へのアクセス改善	● 農業・林業に興味を持ってもらい人材を育てる（人口の維持） ● 公共交通の利用（バス利用） ● 地元参加型イベント（もみじ祭り） ● 若い人が参加するゴミ拾い集会

＜居住地の評価（市民アンケート）＞



＜地域の風景＞



羽月小学校



曽木発電所遺構



県立北薩病院

5-2 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	● 地域拠点となっている羽月周辺を中心とした生活機能の維持・向上が求められています。 ● 工業地である下殿工業団地を核として、さらなる企業誘致及び産業育成の促進が求められています。 ● 本市を代表する観光拠点である曽木の滝、豊かな自然を支える山林や田畑を有しており、これらの自然資源の保全と有効活用が求められています。
都市施設	● 鹿児島県立北薩病院へのアクセス性の強化も含め、災害に強い道路機能の確保と強化が求められています。 ● 持続性のある公共交通の実現が求められています。 ● 曽木の滝を拠点とした地域の活性化に向け、交通課題の解消策や、より多目的に利用可能な空間づくりが求められています。
市街地整備	● 地域拠点である羽月などの住居が集まる地域では、空き家・空き地も多く発生しているため、良好な住環境保全のための対策が求められています。
自然環境保全	● 農地については、市民との協働による多様な活用も含めた保全方法の検討が求められています。 ● 河川の水質保全や、水源涵養機能の維持、森林資源の確保及び災害防止の観点から、森林の適正な保全が求められています。
景観形成	● 風致地区内の曽木の滝で見られる四季折々の魅力的な景観の保全に向け、隣接する施設や周辺の水辺空間・山林など、景観の調和を図ることが求められています。
安全・安心まちづくり	● 羽月川・川内川沿いの浸水リスクへの対策が求められています。 ● 山際や山間部の集落地周辺で土砂災害特別警戒区域が指定されているため、土砂災害リスクへの対策が求められています。

5-3 地域づくりの方針

■地域づくりの基本方針

曽木の滝や優良な農地、医療機関等の地域資源の維持・活用により、来訪者を惹きつけ、住み続けたくなる地域づくりを進めます。

① 地域拠点を中心とした利便性の高い居住環境、田園環境と調和した産業環境の形成を通し、地域で稼ぎ、暮らしやすい地域の形成を進めます。

② 市民・事業者・行政が連携し、公共交通や道路、公園といった地域資源の利活用及び計画的維持管理に取り組みます。

③ 川内川を軸とした浸水リスクや山間部・山際の土砂災害リスクに対し、ハード・ソフトの連携により、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

■地域づくりの分野別方針

分野		方針
土地利用	生活を支える拠点の形成	● 地域拠点周辺、中でも国道 267 号沿道を軸に生活利便施設と居住を誘導し、利便性の高い拠点の形成を進めます。 ● 鹿児島県立北薩病院については、県と連携しながら広域的な医療拠点としての機能維持を図ります。
	産業を支える土地利用の誘導	● 本市を代表する観光拠点である曽木の滝では、周辺の山林を含めた自然環境の保全による景観に配慮した土地利用を進めます。 ● 下殿工業団地を核として、市内で稼ぎ・暮らす力の維持に向け、企業誘致と生産環境の整備を図ります。 ● 福祉施設等が多く立地していることや、県立特別支援学校の開校等を受け、福祉分野と連携した新たな産業の立地について模索します。
都市施設	課題解決に向けた道路整備	● 地域内の拠点・施設と市内外を結ぶ幹線道路である国県道の災害対策強化を促進します。 ● 曽木の滝公園でのイベント開催による渋滞など、局所的・時限的な交通課題の調査と対策検討を進めます。
	公共交通の利用促進	● 羽月駅跡周辺を交通結節点と位置付け、鹿児島県立北薩病院や針持方面、中心拠点とを結ぶ公共交通網を形成します。 ● 地域の生活を支える公共交通機能の維持に向け、市民、事業者、行政が連携した利用促進を進めます。
	官民連携によるストック整備と活用	● 曽木の滝では、事業者及び市民と連携し、多目的に利用可能で、訪れたくなる環境整備を進めます。
市街地整備	住みよい地域拠点の形成	● 地域拠点である羽月周辺では、多様な目的での空き家活用を進め、密度の高い市街地形成を図ります。

自然環境保全	産業基盤となる自然資源の継承	● 農地については、農業の規模拡大に加え、福祉分野と連携した取組や、法人化による継承を促します。 ● 新たな産業創出も見据え、農業体験や教育の場、事業活動の場等、多様な活用を促します。
景観形成	産業と調和した田園景観の形成	● 地域内の特徴である農地と集落、山林を基調とした田園景観と、その中に点在する産業用地とが調和した景観形成を図ります。
	魅力ある自然・歴史景観の保全	● 国や県、市民や事業者と連携し、風致地区である曽木の滝周辺の景観の適切な維持、保全を図ります。 ● 近代化産業遺産であり、重要な観光資源である曽木発電所遺構について、国と連携し、補修と保全、適切な周辺整備を進めます。
安全・安心まちづくり	国や県と連携した治水対策	● 川内川等において、内水、越水被害の軽減のため、国や県と連携した河道掘削や護岸整備、排水機能の強化、多様な手段による雨水貯留機能の強化を進めます。
	総合的な土砂災害への対策	● 住民及び福祉施設等の要配慮者施設に対し、土砂災害リスクの低いエリアへの居住や立地を誘導する等、被害の未然防止に向けた取組を促進します。 ● 災害時の拠点となる病院周辺等について、連絡道路を含む施設の適切な管理整備、土砂災害対策を図ります。

■羽月・曽木・針持地域　地域づくりの方針図



行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
小学校
中学校
特別支援学校
観光・レクリエーション資源
その他施設等
河川

森林
農用地
田園集落ゾーン
住宅地
地域拠点

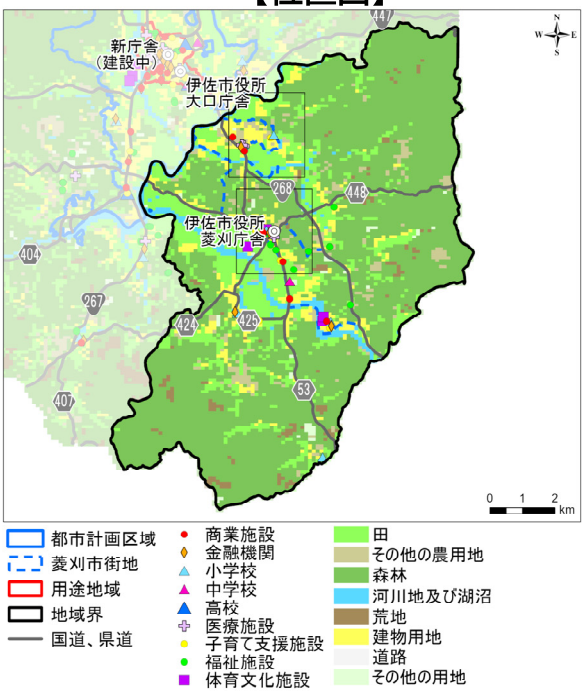
地域拠点
観光・レクリエーション拠点
都市間交通軸

6．菱刈地域

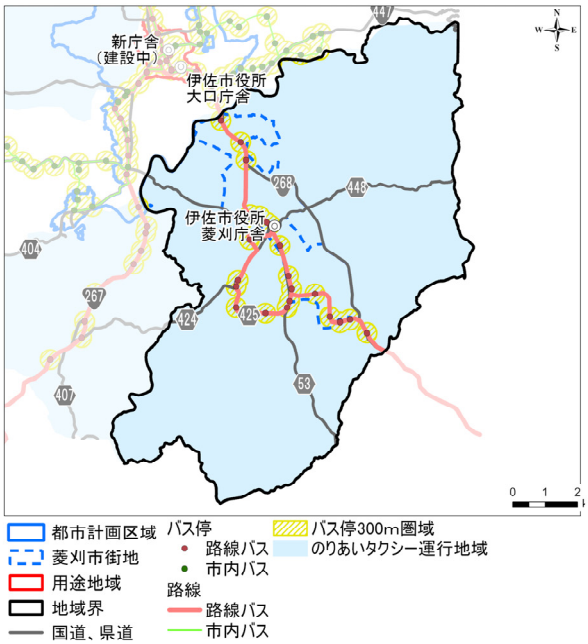
6-1 地域の現況

- 本市の南部に位置し、副中心拠点である菱刈中心部及び地域拠点である田中小学校周辺には建物用地が集積しているほか、地域を流れる川内川等の河川を軸に田が広がっています。加えて、観光・レクリエーション拠点である湯之尾滝周辺及び楠本川渓流自然公園を有しています。
- 隣接する湧水町、市の地域拠点である羽月小学校周辺及び田中小学校周辺並びに中心拠点である大口市街地につながる、国道 268 号、県道 48 号及び 53 号が通っており、市内外を結ぶ路線バスが運行しているほか、地域全体でのりあいタクシーが運行しています。
- 市役所、学校及び体育文化施設等の公共施設が点在しており、菱刈中心部及び田中小学校周辺の国道 268 号沿道に商業施設が立地しているほか、湯之尾地区には湯之尾温泉があります。
- 人口動態の推計値では、今後、人口減少と高齢化が進むと予測され、高齢化率は本市の平均よりも高く、2050 年（令和 32 年）で 55.3%と見込まれます。
- 居住地評価では、「体育館等の体育施設の充実」の満足度の評価が比較的高く、「スーパーなど日々の生活に必要な施設の充実」の満足度の評価が比較的低くなっています。

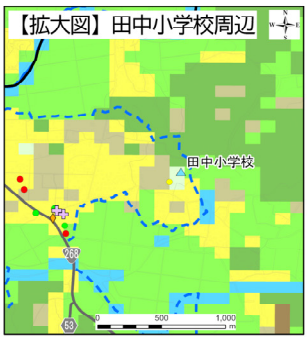
【位置図】



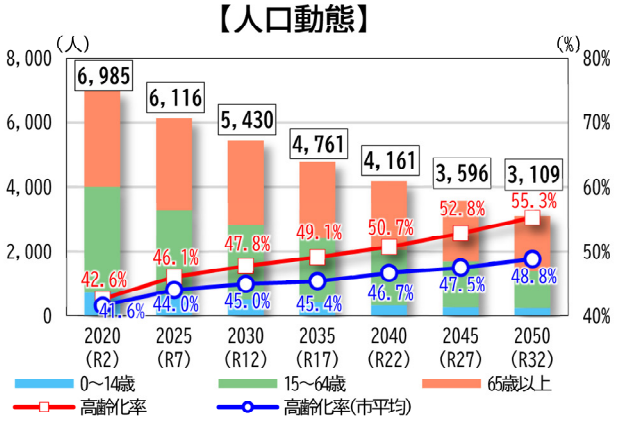
【公共交通のカバー状況】







【人口動態】



（出典：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

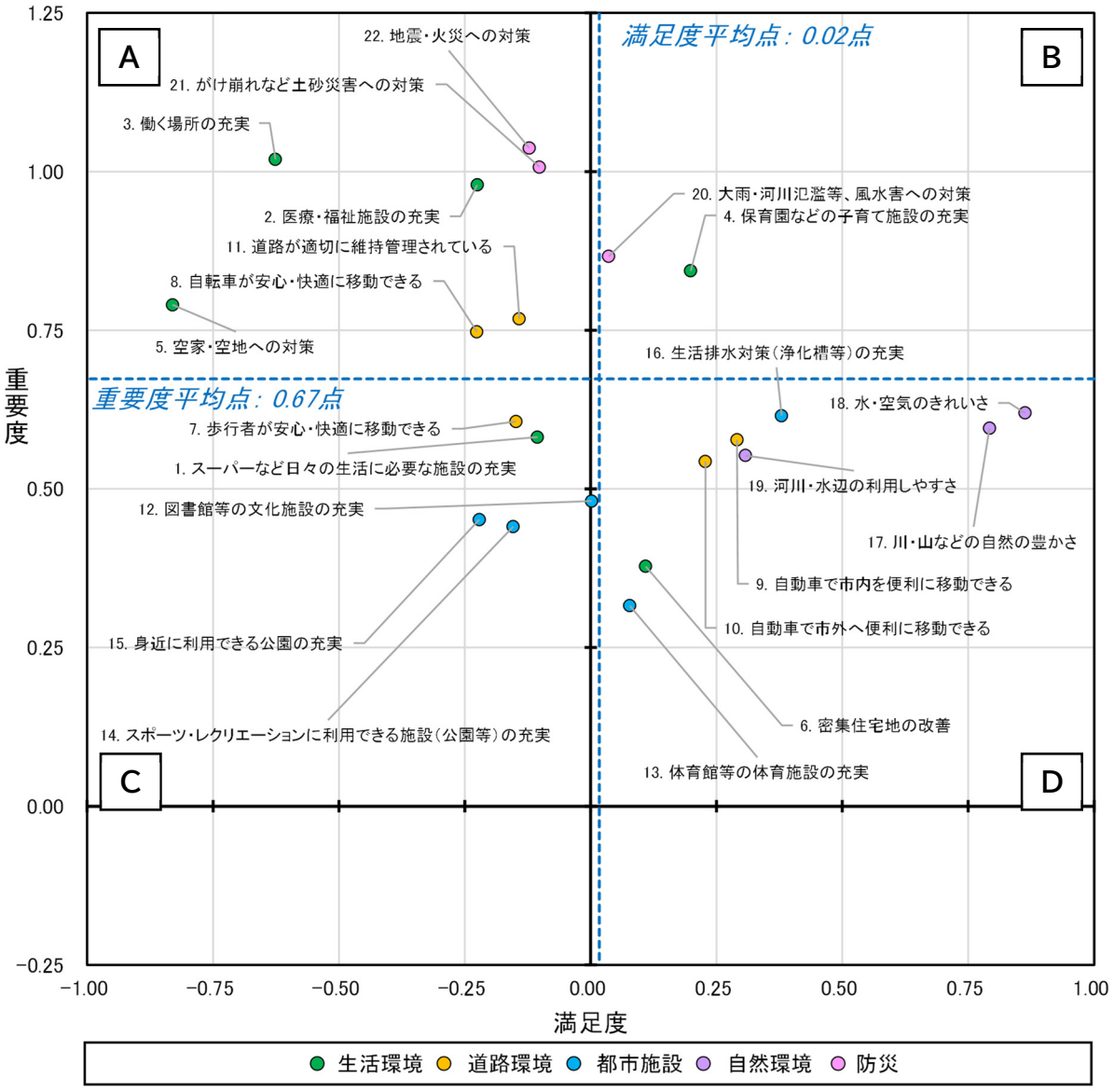
＜地域の魅力と課題（地域別懇談会配布資料より抜粋）＞

地域の魅力	地域の課題
● コミュニティ活動が活発 ● 自然が豊か ● 運動施設・機会の充実 ● 歴史・文化・観光資源（湯之尾神舞等）を有する ● 地域と学生の結びつきがある ● 地域活性化に向けた中心人物がいる ● お店を有する ● 災害対策が進む	● 空き家・空き地 ● 若い世代・子どもが減少 ● お店が少ない ● 人手不足（田中ウォーキング等イベントで人材不足　等） ● まちづくりの賑わい・一体性の不足

＜地域の意向（地域別懇談会ワークシートより整理）＞

行政にお願いしたいこと	自分たちができること
● 街灯の整備 ● 土地管理の指導（草刈り等の維持） ● 湯之尾滝ガラッパ公園、菱刈カヌー競技場を一般に向けて開放 ● 学校と地域協働のイベント開催 ● 土地(廃屋)の固定資産税の軽減（補助）	● 土地管理の徹底 ● 地域のイベント開催（運動会等） ● 菱刈地域内（菱刈、本城、湯之尾、田中）での回遊 ● 湯之尾コミュニティでお守りづくり ● 小学校と地域の交流

＜居住地の評価（市民アンケート）＞



＜地域の風景＞



菱刈市街地



菱刈カヌー競技場



湯之尾温泉

6-2 地域づくりの課題

分野	課題
土地利用	● 本市の副中心拠点として、菱刈庁舎周辺の都市機能、生活機能の維持・向上に向け、一体的な拠点の形成が求められています。 ● 国道268号沿道、特に田中小学校を中心とした地域拠点での開発が進んでいるため、良好な住環境の形成に向けた取組が求められています。 ● 湯之尾温泉については、来訪者を呼び込み、滞在を促す場としての活用が求められています。 ● 川内川や重留川といった河川を軸に広がる農地については、本市の農業を支える資源として保全することが求められています。
都市施設	● 菱刈中心部と大口中心部及び市内外を結ぶ幹線道路の機能確保と強化が求められています。 ● 菱刈中心部、大口中心部、地域拠点である田中小学校周辺及び羽月小学校周辺を結ぶ、柔軟な公共交通ネットワークが求められています。 ● 菱刈カヌー競技場や楠本川渓流自然公園など、広域的な利用者を見込めるレクリエーション拠点の魅力を守るため、関係機関や民間活力を活用した維持管理が求められています。
市街地整備	● 副中心拠点である菱刈中心部及び地域拠点である田中小学校周辺の、住居が集まっている市街地では、空き家・空き地も多く発生しているため、良好な住環境の保全が求められています。
自然環境保全	● 川内川を軸に広がる農地、レクリエーション空間を支える水辺空間については、その保全が求められています。 ● レクリエーション拠点の水質保全並びに水源涵養の観点から、山林の適正な管理が求められています。
景観形成	● 農地と集落、川内川などの河川、背後に広がる山林によって構成される田園景観の保全が求められています。
安全・安心まちづくり	● 川内川や市山川沿いの浸水リスクへの対策が求められています。 ● 菱刈市街地、集落地では、その背後に有する土砂災害リスクへの対策が求められています。

6-3 地域づくりの方針

■地域づくりの基本方針

誇れる自然、歴史、文化、観光資源と、地域内外とのつながりを大事に、持続可能で暮らしやすい地域づくりを進めます。

① 副中心拠点を含め、地域内に複数の拠点を有するため、拠点の現状や役割を踏まえた適切な土地利用誘導を進めることで、暮らしやすい地域の形成を進めます。

② 地域内の回遊性向上による活力の創出を目指し、公共交通の機能向上、地域内外を結ぶ道路機能の確保を進めます。

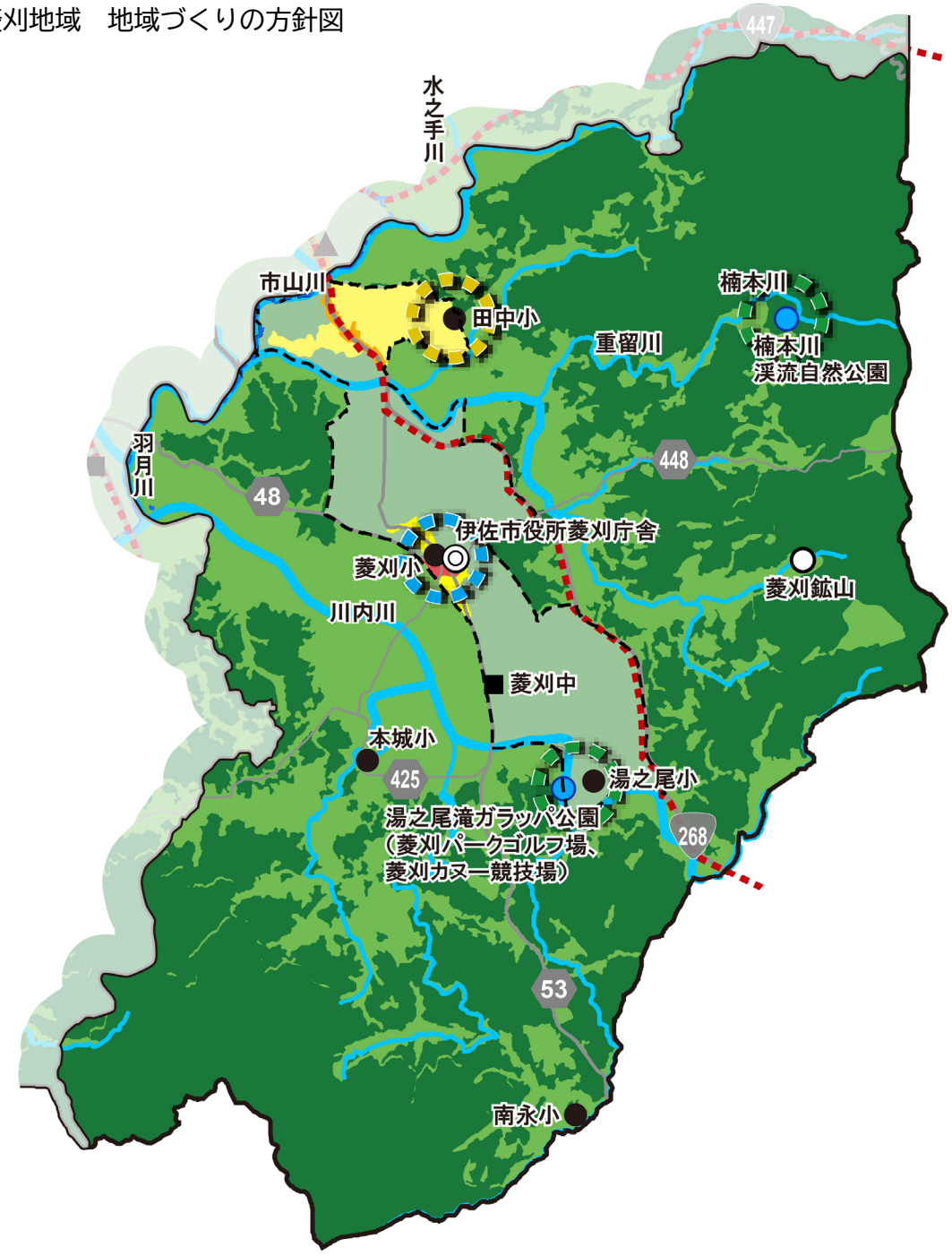
③ 川内川に代表される自然資源の魅力を最大限に活用する一方、それらが有する災害リスクへの対応を進め、魅力的で安心して暮らせる地域づくりを進めます。

■地域づくりの分野別方針

分野		方針
土地利用	個性ある拠点の形成	● 副中心拠点である菱刈庁舎周辺では、商業・業務、生活利便施設の立地を誘導し、利便性が高く、一体性のある拠点の形成を進めます。 ● 地域拠点である田中小学校周辺では、良好な田園環境と調和した拠点の形成に向け、生活利便施設と居住の誘導、環境悪化を招く施設の立地規制を進めます。 ● 観光・レクリエーション拠点である湯之尾滝周辺及び楠本川渓流自然公園については、それぞれの特徴を活かした拠点形成を図ります。
	良質な農地の保全	● 河川を軸に広がる優良な農地の保全に向け、開発の適正な誘導と規制を進めます。
都市施設	地域を支える道路網の確保	● 地域内外の拠点を結び日常の移動を支える幹線道路として、国県道の機能確保と災害対策強化を促進します。
	公共交通の利便性の向上	● のりあいタクシーの柔軟な運用により、地域内の回遊性並びに地域外の拠点へのアクセス性の向上に努めます。 ● 複数の路線が乗り入れる拠点のバス停において、待合環境の向上を図ります。
	レクリエーション拠点の充実と活用	● 湯之尾に立地する菱刈カヌー競技場、湯之尾滝ガラッパ公園、菱刈パークゴルフ場、ひしかり交流館等については、関係機関と連携し適正な維持管理に努めます。 ● 地域と連携しながら、地域の魅力である湯之尾温泉や湯之尾神舞等の歴史・文化・観光資源を活用した地域づくりを進めます。 ● 楠本川渓流自然公園については、魅力の基盤となっている自然環境の保全を進めます。

市街地整備	住みよい拠点の形成	● 菱刈中心部や田中小学校周辺では、空き家の有効活用による密度の高い拠点形成を図ります。 ● 市民による適切な空き地・空き家の管理、市による安心・安全な街路づくりなどにより、暮らしやすい住環境の形成を進めます。
自然環境保全	自然資源の保全	● レクリエーション拠点の魅力を支える豊かな自然環境の保全に向け、森林や河川環境の保全を進めます。
	水辺空間の保全と活用	● 川内川を軸としたレクリエーション拠点では、国や県と連携した親水空間の整備を進めます。
景観形成	一体性ある拠点景観の形成	● 菱刈中心部、中でも菱刈庁舎から菱刈総合保健福祉センターまごし館までのエリアにおいて、官民連携による一体性のある景観・空間づくりを進め、歩きたくなる拠点の形成を目指します。
	田園景観の保全	● 農地と集落、山林、河川によって構成される田園景観の保全を進めます。
安全・安心まちづくり	国や県と連携した治水対策	● 川内川の河道掘削や護岸整備など、国や県と連携した治水対策を進めます。 ● 川内川を軸に広がる農地を活用した雨水貯留機能の確保など、多角的な浸水リスク対策を進めます。
	ハードを中心とした土砂災害対策	● 災害時の拠点となる菱刈庁舎や小学校等の周辺では、リスクの低減を目的とし、土砂災害対策を進めます。

■菱刈地域　地域づくりの方針図



行政区域
都市計画区域
非線引き用途地域
菱刈市街地
市役所
小学校
中学校
高校
観光・レクリエーション資源
その他施設等
河川

森林
農用地
田園集落ゾーン
住宅地
地域拠点
商業・業務地
沿道商業・業務地

副中心拠点
地域拠点
観光・レクリエーション拠点
都市間交通軸

印刷用白紙

第６章 実現化方策

本章では、本計画で描いた将来像の実現に向けて、計画の実現化に向けた制度等の活用、協働によるまちづくりの推進、まちづくりプログラム、計画の進行管理方針など、計画の実現化に向けた基本的な考え方を示します。

１．計画の実現化に向けた制度等の活用

本計画で示す、拠点・軸・ゾーンから構成される将来都市構造の実現に向け、従来の都市計画道路及び用途地域の見直しを進めるほか、将来的な都市計画区域の見直しも見据え、地区計画や特定用途制限地域など様々な都市計画制度の活用について検討します。

また、行政と市民及び事業者の協働によるまちづくりを進めます。

１-１ 都市計画制度等の活用

将来都市構造の構成要素である拠点・軸・ゾーンごとに、主に活用が検討される制度・手法について整理し、活用方針を示します。

■将来都市構造の実現に向けた制度活用の考え方

該当する将来都市構造の構成要素	想定される対象エリア・箇所	主に活用する制度・手法		時期区分
中心拠点	大口元町・大口上町周辺	用途地域見直し、地区計画、都市再生整備計画、立地適正化計画の策定検討	総合都市交通体系調査・街路事業調査の活用	短期～長期
副中心拠点	菱刈庁舎周辺	都市計画区域の拡大の検討、特定用途制限地域の指定の検討		中期～長期
都市間交通軸	国道 268 号沿道	特定用途制限地域、用途地域見直し		中期～長期
都市間交通軸	国道及び県道、その他主要道路、拠点周辺	都市計画道路の見直し、用途地域見直し		短期
田園居住ゾーン	周辺集落	関係法令との連携、景観計画の策定検討		継続
自然地ゾーン	川内川、十曽池公園周辺等	関係法令との連携、景観計画の策定検討		継続

※参照：P11 将来都市構造図

（1）都市計画道路の見直し並びに用途地域の見直し

本市を取り巻く社会情勢、交通環境の変化及び市街地内の交通状況などを踏まえ、効率的な道路網の形成並びに安全で住みやすい住環境の構築を目指し、都市計画道路並びに用途地域の見直しを進めます。

（2）都市計画区域の見直し及び地域地区の活用の検討

開発の進む国道 268 号沿道や副中心拠点に位置付ける菱刈市街地を対象に都市計画区域の見直しと併せた特定用途制限地域の指定など、都市計画制度を活用した土地利用誘導について検討を進めます。

（3）その他の都市計画制度等

市街地環境の維持及び歩きたくなるまちなかの創出を図る地区計画の策定のほか、将来的な立地適正化計画の策定を見据えた都市再生整備計画の策定などについて、検討を進めます。

また、官民連携による都市施設の維持管理・活用の検討を進め、持続可能な都市施設群の形成を目指します。

1-2 市民協働に向けた支援

「協働と参画による持続可能なまちづくりへの挑戦」に向け、市民協働によるインフラ維持管理体制の構築及び次世代を担う人材育成を進めます。

市民協働によるインフラ維持管理体制の構築に向け、行政による制度整備や情報提供、行政や事業者による市民への技術提供、校区コミュニティ協議会や各種地域団体との連携強化を進め、市民参画の機会創出及び地域全体でインフラを支える意識醸成を図ります。また、ICT を活用したインフラの異常通報システムの導入検討など、市民参画の基盤構築に向けた取組を検討します。

次世代を担う人材育成に向け、小中学生が行うふるさと学習や教育版マインクラフト等のまちづくり学習の実施、高校生の地域探究活動の支援等を通じ、若い世代がまちづくりに興味を抱く取組を引き続き推進することで、次世代のまちづくりプレイヤーを育成し、若者と共に歩むまちづくりを進めます。

2．協働によるまちづくりの推進

本計画で描いた将来像の実現には、行政と市民及び事業者の協働によるまちづくりへの取組が不可欠です。そのためには、それぞれがまちづくりにおいて何をすべきか、どんな役割を担うべきか考え、それぞれの役割を遂行することが求められます。

これを踏まえ、行政と市民及び事業者の役割と協働体制のあり方を以下に示します。

市民の役割

- まちづくりの担い手として地域に関心を持ち、魅力と活力にあふれるまちの形成に向け、まちづくりに積極的かつ主体的に取り組みます。
- 校区コミュニティ協議会などを中心に、地域活動の維持・充実と暮らし続けられる地域の形成を図ります。
- 地域おこし協力隊など新たな力を積極的に受け入れ、地域で協働し、地域の魅力向上に取り組みます。

事業者の役割

- 地場産業の振興や事業を通じた雇用創出等による地域貢献を積極的に図ります。
- 脱炭素化やオープンスペースの創出など、事業活動を通じた環境負荷の低減、生活の質向上に寄与する取組を進めます。
- 事業者ならではのノウハウを活かした官民連携によるまちづくりへの参画を目指します。

行政の役割

- まちづくりのまとめ役として、意見の集約や関係者間の連携・協働を支援します。
- 市街地の適正な土地利用誘導を進めます。
- 道路や公園など、都市施設の計画的な管理に取り組みます。
- 国や県、関係機関等と協力して効果的で効率的な施設整備、施策実施を図ります。
- 市民や事業者によるまちづくりを推進するための活動支援の充実を図ります。

3．まちづくりプログラム

本計画の全体構想に示す 7 つの分野別方針について、分野ごとに実施する主な取組の実施に向けたプログラムの概要をまちづくりプログラムとして整理します。

まちづくりプログラムは短期（概ね 5 年以内）・中期（概ね 10 年以内）・長期（概ね 20 年以内）で整理します。

また、まちづくりプログラムは、計画レベル（実現に向けて計画的に推進する取組）と構想レベル（実現に向けて検討段階にある取組）のものがあるため、レベルごとに示します。

■計画レベル

分野	概要	【短期】概ね5年以内	【中期】概ね10年以内	【長期】概ね20年以内
土地利用	長期未着手都市計画道路の見直しに伴う用途地域見直しの実施	→		
	中心拠点(大口元町・大口上町周辺)を意識した「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりの推進	→	→	→
	地域拠点（羽月小学校・田中小学校周辺）を中心とした田園集落ゾーンの形成	→	→	→
都市施設	長期未着手都市計画道路の見直し	→		
	雨水及び生活排水施設の効率的な維持管理と適正な更新の推進	→	→	→
市街地整備	大口市街地・菱刈市街地における市街地環境の保全及び改善の促進	→	→	→
自然環境保全	農業振興のほか、多面的な機能を持つ農地の保全と活用	→	→	→
	林業振興のほか、多面的な機能を持つ森林の保全と活用	→	→	→
	重要な地域資源である、水辺空間の保全と活用	→	→	→
景観形成	田園景観に影響を与える開発事業者への適正な指導	→	→	→
安全・安心まちづくり	川内川を中心とした浸水リスクに対し、関係機関と連携した対策を促進	→	→	→
	関係機関と連携した土砂災害に対するハード対策、治山事業などの促進	→	→	→
	伊佐市耐震改修促進計画に基づいた地震対策の推進	→	→	→
市民協働	市民協働型インフラメンテナンス体制の構築	→	→	→
	伊佐市の将来を担う子ども・若者とのまちづくりの推進	→	→	→

■構想レベル

分野	概要	【短期】概ね5年以内	【中期】概ね10年以内	【長期】概ね20年以内
土地利用	副中心拠点（菱刈庁舎周辺）における都市としての土地利用誘導手法の導入の検討		→	→
	国道268号沿道における土地利用誘導手法の導入の検討		→	→
	立地適正化計画の策定と計画的土地利用誘導の検討	→	→	
都市施設	中心商店街及び新庁舎周辺の回遊性向上、安全で快適な環境形成に向けた空間整備の検討	→	→	
	運行形態の見直しを含む持続可能な公共交通ネットワークの形成	→	→	→
	曽木の滝公園や忠元公園など、魅力的な公園資源の活用と民間活力の導入検討	→	→	
	持続可能な水供給体制の確立	→	→	→
市街地整備	空き家・空き店舗、公共施設跡を含む低未利用地を活用した地域内拠点の形成	→	→	→
	企業誘致に向けた環境整備の検討	→	→	
景観形成	伊佐市役所新庁舎周辺や菱刈市街地において歩きたくなる景観形成を推進	→	→	→
	市街地内の歴史的景観・田園景観の保全と活用	→	→	→
	湯之尾周辺や十曽池公園といった水辺空間の保全と向上	→	→	→
安全・安心まちづくり	災害からの復興に向けた手順等を整理した復興事前準備に係る計画策定の検討	→	→	→

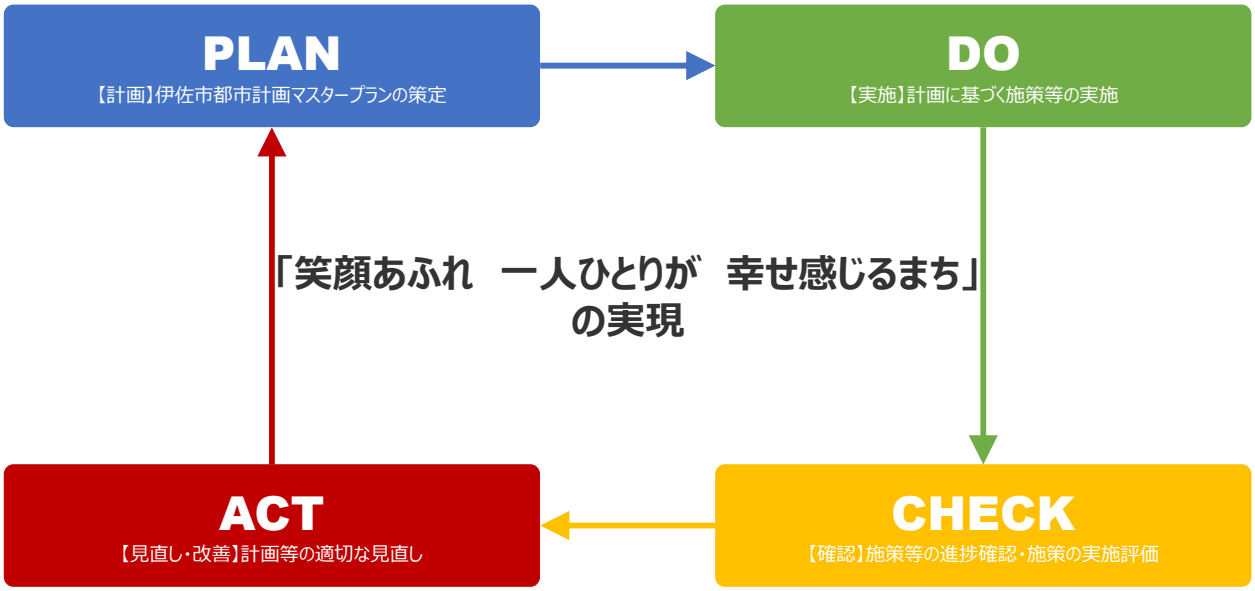
4．計画の進行管理方針

本計画は、中長期的な視点に立って将来像の実現を目指すものであり、計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルに基づき進行管理を行います。

具体的には、計画に基づく施策や事業の実施状況について、各種統計調査や事業の進捗状況等を踏まえて点検・評価し、その結果を必要に応じて見直しや改善につなげます。

点検・評価にあたっては、人口、土地利用、都市機能立地、公共交通、都市施設、防災、景観、自然環境、市民参加など、本計画の方針に関連する分野について、各種統計調査や事業の進捗状況等に基づき確認します。

また、本計画の計画期間は概ね 20 年とし、中間年次にあたる概ね 10 年後を目安に見直しを行います。なお、社会情勢の変化や制度改正、技術革新などにより、計画に大きな影響が生じた場合は、必要に応じて適切に見直しを行います。



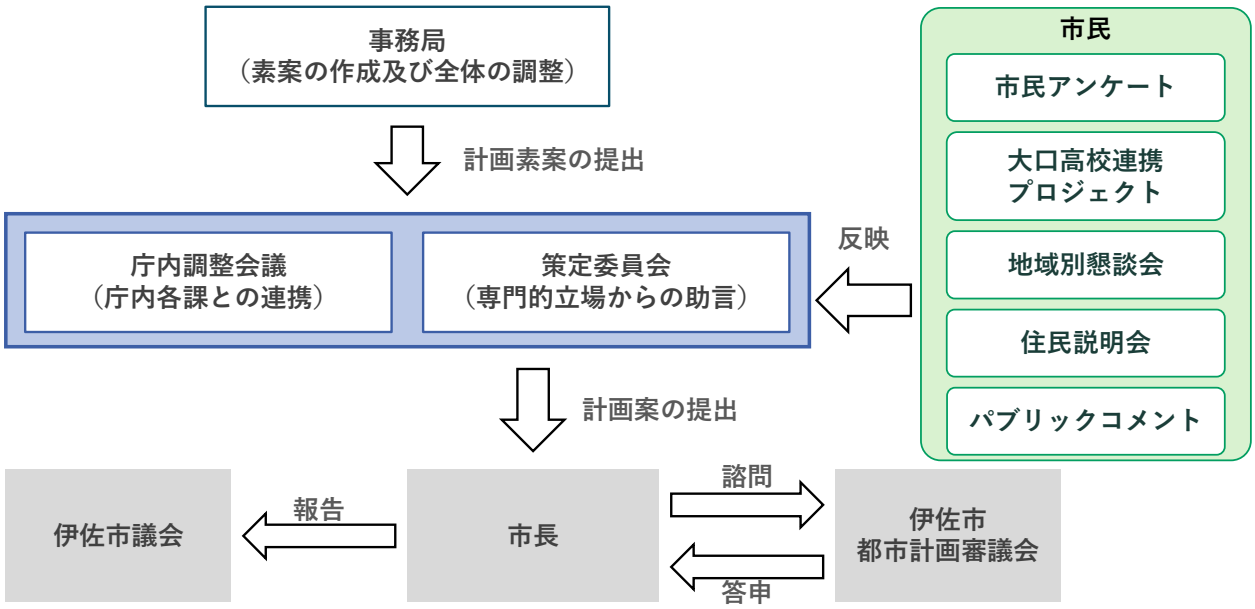
第７章 参考資料

１．策定体制

庁内調整会議、策定委員会を中心とした策定体制の下、本計画を策定しました。庁内調整会議は、都市整備課を含む関係課で構成され、多様な観点から計画や事業の検討を行うことで、計画全体での連携を図るための組織です。策定委員会は、学識経験者や関係団体の代表者らから構成され、計画の内容について専門的な立場からの助言を行うための組織です。

また、広く市民の皆様の意見を反映するために、市民アンケートや地域別懇談会、大口高校連携プロジェクト等を実施することで、意見を集めました。

作成した計画案を市長に提出し、市長の承認を得た後、都市計画審議会への諮問、答申を経て策定しました。



2．策定の流れ

実施日 （赤字：予定）		内容 （赤字：予定）
2024 年 （令和 6 年）	10 月 18 日から 11 月 22 日まで	市民アンケート調査実施
2025 年 （令和 7 年）	1 月 13 日	都市計画審議会（策定開始の報告）
	5 月 22 日	第 1 回庁内調整会議
	6 月 12 日	第 1 回策定委員会
	8 月 26 日	第 2 回庁内調整会議
	9 月 19 日	第 2 回策定委員会
	10 月 17 日	都市計画審議会（経過報告）
	11 月 4 日から 11 月 7 日まで	第 1 回地域別懇談会（地域ごとに開催）
	12 月 11 日	第 2 回地域別懇談会（全地域）
2026 年 （令和 8 年）	2 月 16 日	第 3 回庁内調整会議
	3 月 13 日	第 3 回策定委員会
	8 月 20 日	第 4 回庁内調整会議
	9 月 15 日	第 4 回策定委員会
	10 月 15 日	都市計画審議会（原案の報告）
	10 月 30 日から 11 月 30 日まで	パブリックコメント
	11 月 1 日	住民説明会（大口元気こころ館）
	12 月 11 日	第 5 回庁内調整会議
2027 年 （令和 9 年）	1 月 18 日	第 5 回策定委員会
	1 月 29 日	都市計画審議会（諮問・答申）

3．策定委員会

策定委員会は、本計画の策定に関し必要な事項を協議し、策定の各段階において助言を得るための、市の外部機関です。学識経験者、公共的団体等の代表者、その他市長が必要と認める者で構成し、5 回開催しました。（予定を含む）

○ 委員名簿

選出区分	所属等	委員名	
		令和 7 年度	令和 8 年度
学識経験者 （委員長）	国立大学法人 鹿児島大学理工学域工学系　准教授	小山　雄資	
公共的団体等 の代表者	伊佐市校区コミュニティ連絡協議会 大口地区代表	石原　昭紀	
公共的団体等 の代表者	伊佐市校区コミュニティ連絡協議会 菱刈地区代表	大保　義人	
公共的団体等 の代表者	伊佐市商工会代表（女性部）	土生　さとみ	
公共的団体等 の代表者	伊佐市観光特産協会会長	渕之上　俊典	
公共的団体等 の代表者	伊佐市農業委員会代表	山下　優子	
公共的団体等 の代表者	伊佐市民生委員児童委員協議会代表	山下　智寿子	
その他市長が 必要と認める者	市の住民	小野　鉄真	
その他市長が 必要と認める者	市の住民	田中　久美子	
公共的団体等 の代表者（国）	国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所　菱刈出張所　所長	西田　貢治	
公共的団体等 の代表者（県）	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 建設部　土木建築課　伊佐市駐在参事	濱田　雄一	
公共的団体等 の代表者（市）	伊佐市副市長	田中　健一	

4．庁内調整会議

庁内調整会議は、本計画の策定に関し必要な事項を協議し、関連計画、関連事業又は関連制度との調整を行うとともに、必要な情報を共有するための、市の内部会議です。副市長を議長とし、総務課をはじめ関連する 17 組織で構成し、5 回開催しました。（予定を含む）

5．都市計画審議会

都市計画審議会は、法令及び条例に基づき、都市計画に関する事項について調査審議する市の附属機関です。学識経験者 3 名、市議会議員 6 名、県職員 1 名、関係団体職員 1 名及び市民委員 2 名の計 13 名で構成し、4 回開催しました。（予定を含む）

6．地域別懇談会

本計画への市民意見の反映、地域の実情や課題を踏まえた地域別構想の作成に向け、2 回地域別懇談会を開催しました。第 1 回では地域の魅力や課題を共有し、第 2 回では第 1 回を踏まえ、理想の伊佐市の実現に向けた取組について意見交換を行いました。

6-1 第 1 回地域別懇談会

○ 概要

伊佐市の未来のイメージを市民の皆様と共有し、データからは見えない地域の魅力と課題についてご意見をいただくことを目的として開催し、計 33 名の方々にご参加いただきました。

開催日程		地域	場所	参加者数
2025 年 11 月	4 日(火)	山野・平出水地域	山野基幹集落センター	6 名
	5 日(水)	羽月・曽木・針持地域	羽月地区公民館	9 名
	6 日(木)	菱刈地域	菱刈環境改善センター	12 名
	7 日(金)	大口地域	大口元気こころ館	6 名

○ 会場の様子



山野・平出水地域



羽月・曽木・針持地域



菱刈地域



大口地域

6-2 第２回地域別懇談会

○ 概要

第 1 回地域別懇談会で提案された将来像、共有いただいた地域の資源や魅力をもとに、どこで・誰が・どのように活かし、どのような伊佐市を実現するかをテーマに開催しました。

会の冒頭では、大口高校の生徒から、「伊佐市の 20 年後の未来に向けて自分たちができること」の発表をいただきました。また、第 2 回地域別懇談会へ参加いただきました。

会の運営にあたり、大口高校連携プロジェクトをご支援いただいた鹿児島大学理工学域工学系　小山雄資准教授に会場アドバイザーを務めていただきました。また、同大学工学部建築学科　持続型地域計画研究室の学生 5 名にテーブルの伴走支援を務めていただきました。

開催日程	場所	役割	所属等	参加者数
2025 年 12 月 11 日(木)	大口元気 こころ館	一般参加	市内 4 地域 （山野・平出水、羽月・曽木・針持、菱刈、大口）	21 名
		イントロプレゼンゲスト参加	大口高校 1 年生 （古民家・空き家活用班）	6 名

○ 会場の様子



大口高校の生徒による発表



共有の様子①



共有の様子②



集合写真

7．大口高校連携プロジェクト（令和７年度）

7-1 プロジェクトの全体像

○ 概要

本計画の策定と併せて、大口高校の「総合的な探究の時間」と連携し、高校生が 20 年後の理想の伊佐市の将来像を描き、その実現に向けた提案を市長に行うことをゴールとしたプロジェクトを実施しました。

高校生の意見を本計画へ反映し、地域理解の促進や主体的な学びの機会の創出を目的に実施しました。



○ 実施体制

役割	組織等
実施主体	鹿児島県立大口高等学校１年生 35 名（伊佐市の夢ある未来実現研究会）
連携主体	鹿児島県伊佐市
外部講師	小仲貴宏（一般社団法人　SOWER、元・伊佐市地域おこし協力隊員）
学習支援	鹿児島大学工学部建築学科　持続型地域計画研究室
企画立案	日本工営都市空間株式会社

○ 検討テーマと検討対象

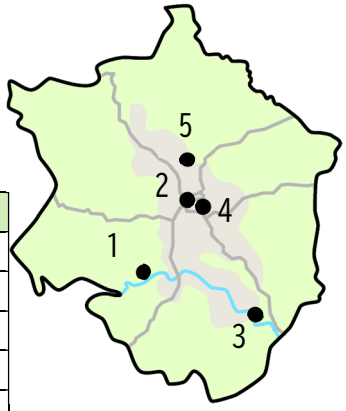
プロジェクトにおける検討テーマは下記のとおりです。

1. 高校生が考える 20 年後の理想の伊佐市の将来像

2. 将来像を実現するために高校生ができること

上記のテーマに基づき、市の拠点となる公共施設や特筆すべき地域課題を考慮した右記 5 つの検討対象を設定してプロジェクトを進めました。

No.	対象施設・エリア
1	曽木の滝公園
2	市役所新庁舎
3	菱刈カヌー競技場
4	忠元公園・大口城址
5	古民家・空き家



○ 提案までの歩み

時期		歩み
2025 年（令和 7 年）	4 月	オリエンテーション／都市計画マスタープランとは
	5 月	対象地のインプット／「伊佐市の夢ある未来実現研究会」委嘱式
	6～9 月	対象地の机上調査並びにフィールドワーク
	9～11 月	提案内容の検討／プレゼンテーション作成
	11～12 月	市長プレゼンテーション／地域別懇談会参加（一部生徒のみ）







7-2 提案の概要（将来像・提案内容）

①曽木の滝公園

将来像

自分たちが子供を持つ世代になったときも
自分の子供や親を連れて楽しめる曽木の滝

【提案内容】
・夏の魅力発信マップの作成
・周遊スタンプラリーの実施
・情報発信へのユニバーサルデザインの導入



②市役所新庁舎周辺

将来像

ふらっと立ち寄れる新庁舎

【提案内容】
・大口高校の文化祭を新庁舎で開催
・カフェ設置など、日常の過ごしやすさ向上
・特産品自動販売機の設置による魅力発信

私たちでも出来そうなイベント
文化祭
大きな規模で文化祭をすることによってたくさんのお客さんに来てもらえる
・地域活性化に繋がる
・生徒、お客さんとの交流ができる
・大口高校生を知ってもらうチャンスになる

バザー
・地域の人々と協力して伊佐の特産品を販売する
・気軽に立ち寄れるゲームコーナー
「レトロゲーム」に挑戦
伊佐の特産品クイズ→景品に特産品をプレゼント

③菱刈カヌー競技場

将来像

親子で！友達同士で！楽しめる最高の夏

【提案内容】
・自分たちでもできる水質・臭気の改善
・水上アスレチックの整備などによるプール感覚で遊べる水上テーマパーク

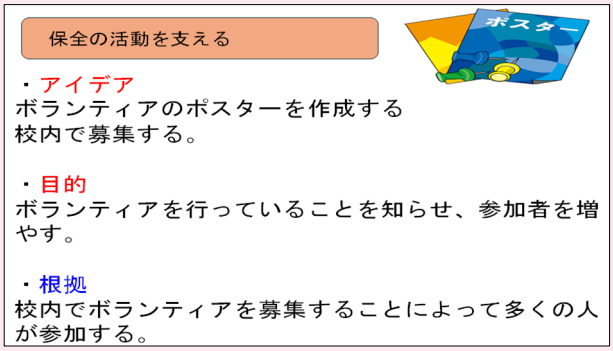


④忠元公園・大口城址

将来像

満開の桜で賑わう忠元公園・大口城址

【提案内容】
・高校生ボランティアによる大口城址整備
・寄付金箱の設置による植樹・整備費の確保
・SNS を活用した情報発信



⑤古民家・空き家

将来像

複数の世代がさまざまなお店に！
全世代が楽しめて学生が気軽に来れる施設に！
若者が楽しめる新しいエリアづくり！

【提案内容】
・託児所を兼ねたカフェ作り
・ガレージセールの開催
・大型アミューズメントパークの建設
・電車の開通



※上記提案は、高校生からの提案内容を整理したものであり、個別事業としての実施を位置付けるものではありません。

8. 用語解説

この用語解説には、別冊にて示す「伊佐市都市計画マスタープラン（現況編）」の用語解説も含まれます。

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
あ	空き家・空き店舗バンク	空き家や空き店舗の情報を把握・公開し、活用希望者とのマッチングを図る仕組み。	本 14
い	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、港湾、上下水道、橋、公園、学校、病院などの産業基盤や生活基盤となる社会資本。	本 9
え	AI オンデマンド交通	「デマンド」とは要望のことで、乗客から事前に連絡（予約）を受けて、AI（人工知能）を活用し、効率的な乗り合わせと走行ルートを判断し、ドア to ドアで運行するなど、乗客の要求に応じて運行する運行形態。	本 23
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。	本 37
お	オープンスペース	公園、広場、河川、農地などの建築物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地の総称。	本 30
お	オルレ	韓国・済州島の言葉で「通りから家に通じる狭い路地」を意味し、元々は民家周辺の狭い路地を指す言葉。この言葉が、済州島の海岸全体を網羅するトレッキングコースとして名付けられてからは韓国国内で有名となった。一般的には、豊かな自然と民家の路地を身近に感じられるトレッキングコースを指す。	本 49
か	開発許可	主として建築物の建築又は特定工作物の建設に供する目的で土地の区画形質を変更する行為（開発行為）を行う場合、都市計画法に基づき、一定規模以上のものに必要となる許可。	現 47
か	官民連携（PPP）	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。	本 24
が	街路事業調査	特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行うことを目的とした調査。	本 67
が	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。	本 28
き	急傾斜地崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき知事が指定するもので、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が禁止若しくは制限される区域。	本 36

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
き	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。	本　36
く	区域区分（線引き）	都市計画区域では、既に市街地になっている場所や優先的・計画的に市街地にしていくための「市街化区域」と、市街化を抑える「市街化調整区域」の二つの区域に分ける。この制度を区域区分（線引き）という。都市計画区域のうち、この区域区分を行っていない区域を「非線引き都市計画区域」、区域区分を行っている区域を「線引き都市計画区域」と呼ぶ。	現　31
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。	現　21
け	景観協定	地域住民や関係者が景観の保全・形成のために自主的なルールを定める仕組み。	本　34
け	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容などを定める。	本　67
け	建ぺい率	敷地面積に対する建築物の建築面積（建物を真上から見たときの面積）の割合のこと。（例えば、200 ㎡の敷地には、建ぺい率 60%の場合、建築面積 120 ㎡の建築物が建てられる）	現　32
こ	公共施設等総合管理計画	保有する公共施設等の現状と課題を分析し、適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方を示すための計画。	本　19
こ	校区コミュニティ協議会	伊佐市内にある 15 の小学校区ごとに設置されている。各校区で抱える地域課題を解決するための協議や各種事業を実施するコミュニティ組織。	本　38
こ	洪水浸水想定区域（計画規模）	河川が氾濫した際に浸水が想定される区域と水深（10 年～100 年に 1 回程度の降雨規模）。	現　75
こ	洪水浸水想定区域（想定最大規模）	河川が氾濫した際に浸水が想定される区域と水深（想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの））。	本　5
こ	交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。	本　14
こ	コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。	現　87
こ	コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバスサービスのこと。	現　63
こ	コンパクト＋ネットワーク	人口減少・高齢社会においても、生活サービスや地域コミュニティを持続的に確保できるよう、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を拠点に集約し、それらを公共交通ネットワークで結ぶまちづくりの考え方。	本　8

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
さ	砂防指定地	治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）第 2 条に基づき、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。	現　84
し	市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設や宅地、建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。	本　1
し	自然増減・社会増減	人口の変動には死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面があり、出生数が少ない場合は自然減となり、流入数が少ない場合は社会減となる。	現　15
し	集落排水施設	農業集落における生活排水及びし尿などの汚水を処理する施設。	本　28
し	小規模水道 （簡易水道）	計画給水人口が 101～5,000 人である水道により水を供給する水道。	本　28
じ	地すべり防止区域	地すべり等の災害を防止するために地すべり防止施設を整備したり、特定の行為を制限すべき区域。	現　84
じ	人口集中地区 （DID）	国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区を基礎単位として、1)原則として人口密度が 1 ㎢当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。	現　6
せ	生活利便施設	病院、店舗等の日常生活に必要な施設。	本　15
そ	総合振興計画	市政運営を総合的かつ計画的に進めていく上での最上位の計画。目指す将来像の実現に向け、市民と行政が互いに尊重しながら、それぞれの役割に応じて主体的にまちづくりを進めていくための共有の指針。	本　1
そ	総合都市交通体系調査	複雑で多様な都市交通問題を解決するため、道路計画と合わせて、公共交通計画、交通結節点計画、ＴＤＭ施策（交通需要管理）、土地利用計画等を総合的に検討し、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する調査。	本　67
ち	地域インフラ群再生戦略マネジメント	複数自治体のインフラ（道路、公園、上下水道など）や複数分野のインフラを「群」として捉えることで、効率的・効果的にマネジメントしていく取組。	本　19
ち	地域公共交通計画	公共交通の現状等を踏まえ、まちづくり、医療･福祉及び観光振興等の多角的な観点から、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な交通網を構築することを目的に策定する計画。	本　23
ち	地域地区	用途の適正な配分、都市の再生の拠点整備、良好な景観の形成等の目的に応じた土地利用を実現するために設定する地域又は地区。	本　1
ち	地域別人口	国勢調査において市区町村よりも小さい単位（字等や基本単位区）で人口や世帯数を集計したデータ。	現　9

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
ち	地区計画	町丁や街区、あるいは共通した特徴を持っている場所を範囲とする「地区」を単位として、道路や公園等の配置や、建築物等の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画。	本　1
ち	治山事業	山地・森林の自然災害防止の働きを高めるため実施される事業。	本　36
ち	治水対策 （内水対策）	大雨の際、河川の水位上昇や市街地の排水能力の不足により、宅地や道路、農地などにあふれることを内水氾濫と呼び、内水対策として雨水貯留施設や排水機の設置などが行われる。 内水対策に加え、河道掘削や堤防整備といった対策を合わせて治水対策と呼ぶ。	本　46
ち	昼夜間人口比率	昼夜間人口比率は、（昼間人口（従業地・通学地による人口））／（夜間人口（常住地による人口））×100で算出され、100 を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100 を下回るときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示す。	現　18
ち	長寿命化計画	公共施設やインフラについて、計画的な点検・修繕・更新を行い、施設の安全性を保ちながら維持管理費の平準化やライフサイクルコストの縮減を図るための計画。	本　19
て	低未利用地	長期間利用されていない土地（未利用地）や、周辺の利用状況に比べて利用の程度が低い土地（低利用地）の総称。空き地、空き家・空き店舗、暫定利用の駐車場などが該当する。	本　14
と	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途や規模を特定し、その立地を制限する地域。	本　14
と	都市機能	教育、医療、福祉、商業・業務、行政など都市に必要とされるサービスを提供する機能。	本　3
と	都市計画基礎調査	人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用交通量等に関する現況及び将来の見通しについての調査。市街化区域及び市街化調整区域との区分、用途地域等の都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として活用される。	現　6
と	都市計画区域	市又は人口・就業者数など一定の要件を満たす町村の中心の市街地を含み、かつ自然及び社会的条件ならびに人口、土地利用、交通量その他に関する現況及び推移を勘案して一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域。	本　1
と	都市計画決定	都市計画法に基づく所定の手続き（案の縦覧、都市計画審議会の議を経る等）により、都市施設や土地利用に関する計画を法的に位置付けること。	本　24

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
と	都市計画事業	都市計画法第 59 条の規定による認可又は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業。	本 13
と	都市計画道路	都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために定める道路。	本 15
と	都市下水路	公共下水道認可区域外の主として市街地における雨水排除を目的とした下水道施設。	本 28
と	都市公園	都市公園法に基づく都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業などとして設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園など）	本 24
と	都市再生整備計画	都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村等が定める「当該公共公益施設の整備等に関する計画」。	本 67
と	都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設。	本 1
と	土地改良事業	農業農村を整備する事業のうち、農業生産基盤の整備及び農村の保全と管理を行う事業で、具体的には以下のものがある。 ①灌漑排水、圃場整備、農道整備等の農業生産基盤の整備を行う事業 ②水質保全、たん水防除、国営造成施設管理等の農村の保全と管理を行う事業	本 16
と	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、区域を定めて、その区域内で新しい敷地の配置をしながら、土地所有者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これにより道路・公園などの公共施設を整備、ゆとりある快適な市街地を形成していく事業。	本 29
ど	土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがある区域で、警戒避難体制の整備を図ることを目的として指定する区域。	本 36
ど	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域で、住宅等の新規立地の抑制等を目的として指定する区域。	本 35
の	農業振興地域	自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。	現 33
の	農用地区域	長期にわたり総合的に農業振興を図る地域（農業振興地域）の中でも、農業上の利用を図るべき土地の区域。	現 33
は	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	本 5
ひ	非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域。	現 6

	用語	解説	初出頁 本:本編 現:現況編
ひ	非線引き用途白地	非線引き都市計画区域のうち、用途地域が定められていない地域。	本　4
ぴ	PFI	官民連携（PPP）の中の一形態であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。	本　24
ふ	風致地区	都市計画法の地域地区の１つで、緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区のことで、本市では、曽木の滝が指定されている。	本　1
ふ	復興事前準備（事前復興）	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。	本　37
ぼ	防災拠点	災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点。	現　115
ま	マイ・タイムライン	災害発生時に、自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理した住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）。	本　37
め	メッシュ	緯度・経度に基づき地域を隙間なく区切ったもの。統計データを市町村や町丁目より細かい単位で表示・分析する際に用いられる。	現　26
よ	容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合のこと。（例えば、200㎡の敷地には、容積率80%の場合160㎡の建築物、200%の場合400㎡の建築物が建てられる）	現　32
よ	用途地域	住居、商業、工業等の用途を適正に配分して都市機能を維持増進し、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進することを目的として定めるもの。	本　1
よ	要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。	本　36
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。	本　3
り	流域治水プロジェクト	河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策の全体像。	本　35
り	緑地保全制度	緑を保全していくために地区を指定する制度で、国立公園、風致地区、保安林、保存樹林などがある。	本　34

印刷用白紙